

第5期加西市障害福祉計画
第1期加西市障害児福祉計画

平成30年3月

加 西 市

は じ め に

加西市では、平成 27 年度に「加西市障害者基本計画・第 4 期加西市障害福祉計画」を策定し、地域生活支援や就労支援の充実に重点的に取り組むとともに、福祉、保健、医療、教育、生活環境の整備など、幅広い分野にわたり、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮が求められるようになりました。また、市においては平成 28 年 10 月から「加西市手話言語条例」が施行され、手話を使う市民が安心して暮らせる環境づくりを推進しているところです。

障がいのある人を取りまく環境はめまぐるしく変化しております。このような変化に的確に対応するとともに、アンケート調査や当事者団体の方々とのヒアリング等によるニーズに対応するため、新たに「第 5 期加西市障害福祉計画」を策定いたしました。

また、この度より障がいを持つ児童の支援を充実させるために、障害児福祉計画を新たに策定しております。医療的ケアを必要とする児童の支援に重点を置くとともに、児童発達支援の充実、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に力を注いでまいります。

今後とも、障がいのある人にとって「暮らしやすく、住み続けたいまち」となるよう、関係者のみなさまと連携しながら、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりますので、みなさまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重なご意見やご提言をいただきました第 5 期加西市障害福祉計画策定委員会のみなさまをはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等にご協力をいただきました多くの市民や事業者、関係団体のみなさまに心より御礼申し上げます。



平成 30 年 3 月

加西市長 西村 和 平

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 基本理念	1
2. 国の基本指針に基づく考え方	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の対象期間	3
5. 計画策定にあたって	3
第2章 第5期障害福祉計画	6
1. 障害福祉計画の成果目標と実現に向けた取組	6
2. 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	9
3. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	16
第3章 第1期障害児福祉計画	23
1. 障害児福祉計画の成果目標と実現に向けた取組	23
2. 障害児福祉サービス等の見込量と確保のための方策	24
第4章 資料編	27
1. 障がいのある人の状況	27
2. 第4期障害福祉計画の成果目標等の進捗状況	34
3. アンケート調査結果	39
4. 団体ヒアリング調査結果	54
5. 事業所アンケート調査結果	56
6. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定スケジュール	60
7. 第5期加西市障害福祉計画策定委員会設置要綱	61
8. 第5期加西市障害福祉計画策定委員会 委員名簿	63
9. 加西市内・市外周辺の障がい者(児)福祉施設 一覧表	64
用語解説	69

第1章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

①すべての加西市民が共に暮らせる共生社会の実現

社会教育や広報活動の拡充や関係機関との連携を強化しながら、障がい者への理解を深める活動の充実を図ります。

②障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者が障がいの種別や特性にとらわれず、福祉サービスや社会資源を活用し、自らの意思で暮らしたい場所を決め、自分らしい暮らしを築くことができる支援を目指します。

③長期入院や入所施設からの退院・退所に対する支援

退院や退所を希望する人たちが、自分に合った暮らしの構築と継続が実現できるように、相談支援、就労支援、自立訓練、生活介護等福祉サービスの整備を図るとともに、加西市全体で障がい者の生活を支援する体制の構築に努めます。

④障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育ちを支援します。児童及びその家族に対し、健診等により障がいの疑いがあると診断された段階から身近な地域で支援できる体制を整備するとともに、ライフサイクルに応じて関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。また、障がい児支援を通じて地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

2. 国の基本指針に基づく考え方

市町村障害福祉計画は、国が定める「基本指針」に則して策定するものとされています。第5期障害福祉計画の基本指針において、新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次のとおりとなっています。

①成果目標に関する事項

市町村障害福祉計画では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、「成果目標」及び「活動指標」として目標を設定します。計画で設定する「成果目標」は次のとおりです。

- ・施設入所者の退所促進と個々にあった地域での暮らしの構築【目標変更】
- ・障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】
- ・障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備【継続】
- ・福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行・継続支援）から一般就労への移行等【整理・拡充】
- ・障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

②障がい児支援体制の整備

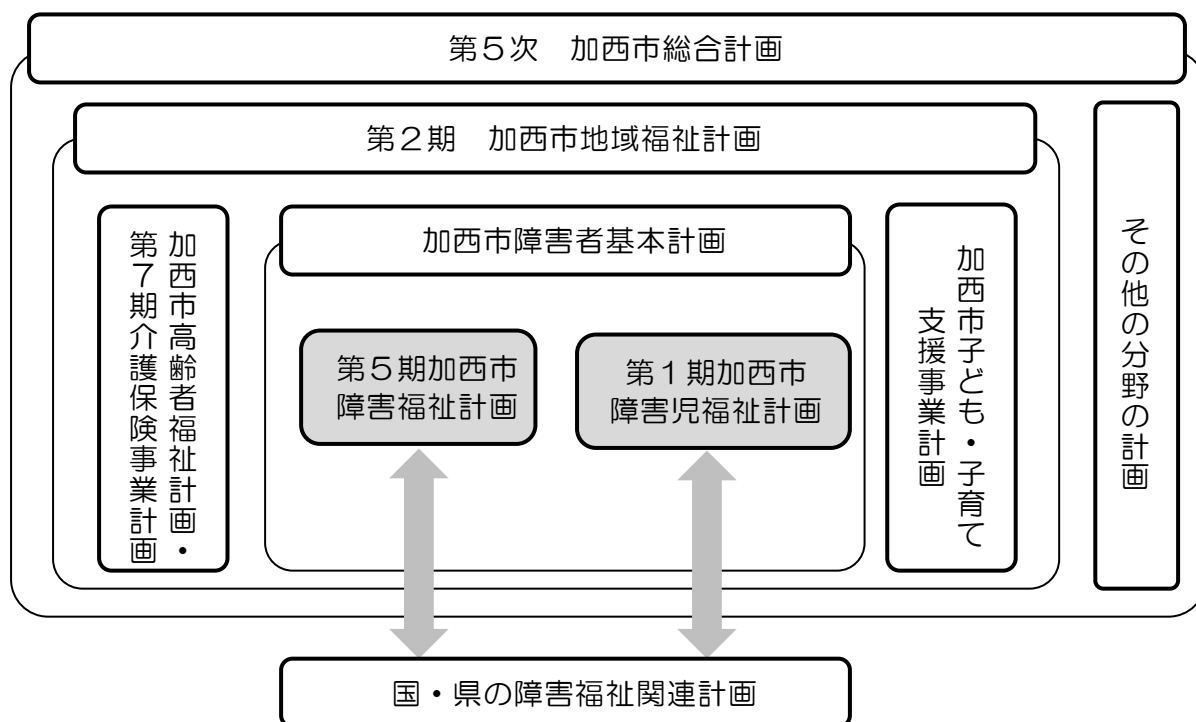
市町村障害福祉計画においては、障がい児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援の整備についても障害福祉計画に定めるよう努めることとされています。

3. 計画の位置づけ

第5期加西市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を定める計画です。

第1期加西市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、児童福祉法に規定する障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める計画です。

また、本計画は、上位計画である「第5次加西市総合計画」や「第2期加西市地域福祉計画」、「加西市障害者基本計画」との整合性を図り、個別計画である「加西市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」、「加西市子ども・子育て支援事業計画」及び、その他の関連計画等とも関連するとともに、県の障害者福祉計画とも関連しつつ策定するものです。



4. 計画の対象期間

- 「第5期加西市障害福祉計画」及び「第1期加西市障害児福祉計画」の計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間とします。
- 本計画において設定する「成果目標」と「活動指標」については年1回、進捗状況の分析・評価を行います。また、必要に応じて、障害福祉計画・障害児福祉計画の変更や事業の見直しを行います。

図表 計画の対象期間

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
加西市障害者基本計画 (平成 21～26 年度)			加西市障害者基本計画 (平成 27～32 年度)					
加西市障害福祉計画 (第 3 期)			加西市障害福祉計画 (第 4 期)			加西市障害福祉計画 (第 5 期)		
						加西市障害児福祉計画 (第 1 期)		

5. 計画策定にあたって

障がい者やその家族、障害福祉サービスを提供する事業者、学識経験者の意見等を計画に反映させるため、12名の委員からなる「第5期加西市障害福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

また、計画策定の過程では、加西市障害者自立支援協議会に進捗状況を報告するとともに、住民参加を積極的に取り入れるために、次のような方法で当事者の多様な声の聴取に努めました。

(1) 障害福祉計画策定・推進委員の公募

一般公募により、2名の委員に参加していただきました。

(2) アンケート調査の実施

●障がいのある市民を対象とした調査

	18歳以上			18歳未満
調査対象者	身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	手帳所持者
配布数	1,384人			116人
	798人	343人	243人	116人
抽出方法	無作為抽出	全数抽出		
調査方法	郵送配布・郵送回収			
回収数	730人			58人
回収率	52.7%			50.0%
調査期間	平成29年10月6日～10月23日			

●市民を対象とした調査

調査対象者	18歳以上の市民
配布数	1,000人
抽出方法	年齢に留意した無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	473人
回収率	47.3%
調査期間	平成29年10月6日～10月23日

(3) ヒアリング調査

関係団体へのヒアリング調査を実施し、本市の障がい児福祉施策や今後の課題等について意見を把握しました。

対象団体名称	加西市立加西特別支援学校PTA
	加西市精神障害者を持つ家族の会 はとの会
	加西市手をつなぐ育成会
	地域活動支援センター庵ノ上家族会
	加西市身体障害者福祉協会
調査期間	平成29年10月～11月

(4) 事業所調査

障害福祉サービス事業所へのアンケート調査を実施し、サービスの提供状況及び、提供見込、事業実施の課題、新規参入等について意見を把握しました。

調査対象者	加西市内の障害福祉サービスを提供する法人・事業所
配布数	17か所
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	16か所
回収率	94.1%
調査期間	平成29年10月

(5) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、公民館等の施設やホームページにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。提出された意見については、本計画策定の参考にしました。

実施時期	平成29年12月20日～平成30年1月15日
実施方法	各公民館（4箇所）、地域交流センター、健康福祉会館、市役所、市ホームページ
応募件数	2件



第2章 第5期障害福祉計画

1. 障害福祉計画の成果目標と実現に向けた取組

入所施設に入所する障がい者の退所促進と、自分らしい暮らしを実現するための支援及び福祉施設利用者の一般就労及び就労定着に向けた取組を進めるため、既計画の目標値設定の考え方を継承するとともに、本市の実情を勘案し、平成 32 年度(2020 年度)末を目標とする数値目標を新たに設定しました。

(1) 施設入所者の退所と地域生活の構築

【目標値設定の考え方】

○施設入所者の退所

本市においては、国・県の基準に沿った目標設定とし、平成 28 年度末時点の施設入所者数の9%以上が平成 32 年度末までに退所し、自分らしい暮らしの実現を目標として設定します。

○施設入所者の削減

本市においては、国・県基準に沿った目標設定とし、平成 28 年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを目標として設定します。

【目標値】

項 目	数 値
平成 28 年度末時点の施設入所者数	60 人
目標年度（平成 32 年度末）の施設入所者数	58 人
平成 32 年度末の地域移行者数の目標値	6 人
平成 32 年度末の施設入所者数の削減数目標値	2 人

(2) 障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標値設定の考え方】

本市においても、国の基本指針の「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」を踏まえ、平成 32 年度末までに、協議の場を設けることを目標として設定します。

また、地域の福祉サービス等の整備を図ることにより、長期入院精神障がい者のうち一定数の方は地域での生活が可能になることから、県で算出した基盤整備量をもとに、必要なサービス量为目标値として設定します。

【目標値】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移行人数（人）	3	7	13
訪問系サービス（人日）	15	60	120
日中活動系サービス（人日）	38	61	99
居住系サービス（人）	0	1	2

※数値は 1 か月当たりの利用人員

（３） 地域生活支援拠点等の整備

【目標値設定の考え方】

国の基本方針では、地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村（または各圏域）に少なくとも 1 つ整備するとされています。

これを踏まえ、本市においては、目標年度（平成 32 年度末まで）に 1 箇所を整備することを目標とします。

（４） 福祉施設から一般就労への移行等

【目標値設定の考え方】

福祉施設から一般就労への移行においては、本市では、国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度(2020 年度)末時点で就労移行支援事業や他の福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行・継続支援等）を通じた一般就労への移行者を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすることを目標として設定します。

就労移行支援事業の利用者においては、本市では、国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加させることを目標として設定します。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率においては、国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末までに、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標として設定します。

就労定着支援による職場定着率においては、国の基本指針を踏まえ、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを目標として設定します。

【目標値】

項 目	数 値
平成 28 年度の一般就労への移行実績	1 人
平成 32 年度目標値（年間の一般就労移行者数）	3 人
平成 28 年度末における就労移行支援事業利用者数	7 人
平成 32 年度末における就労移行支援事業利用者数（目標値）	9 人
平成 32 年度末において就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	1 箇所／100%
各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率	80%

●就労移行についての幅広い支援

就労移行支援においては、就労移行支援事業所からの就労移行が本来の形であるものの、加西市の現状では、就労継続支援 A 型から、場合によっては就労継続支援 B 型から一般就労への就労移行がみられます。A 型、B 型利用から一般就労へ移行できることは就労移行支援としては望ましいことであり、事業所としても一般就労へつなげる意識を持っていただくとともに、市としても支援していきたいと考えています。



2. 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

見込み量は、平成 27 年度から平成 29 年度までの3か年の障害福祉サービスの伸び率を基本としましたが、3か年の中で急激な増減がみられるサービスや絶対数が極端に少ない場合等は、個々の状況を考慮しました。

確保のための方策は、障害福祉サービスを提供できる体制や見込み量を確保するための取組を示しています。

平成 30 年度以降に、新設されたサービスについては、その利用動向を見定め、サービス利用に支障のないよう対応していきます。

(1) 訪問系サービス

【見込み量設定の考え方】

○平成27年度から平成29年度の実績を踏まえて見込みます。

○利用実績はやや減少か横ばいの傾向にありますが、同行援護の定着等を踏まえ、一定量の整備を見込みます。

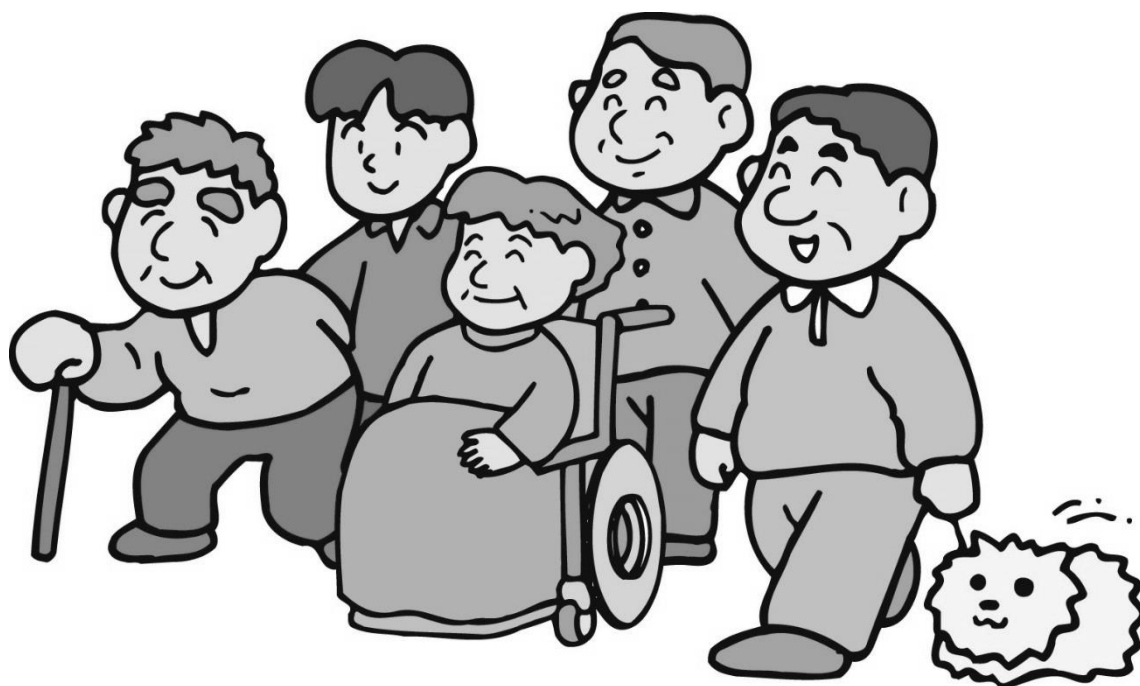
事業名	事業内容
居宅介護	自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者その他障がい者に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護や外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障がい者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護	人	46	47	48
	時間	766	775	780
重度訪問介護	人	0	0	1
	時間	0	0	20
同行援護	人	7	7	7
	時間	55	55	55
行動援護	人	4	4	4
	時間	60	60	60

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

【見込み量確保のための方策】

- 利用者のニーズに対して、提供体制が多少不足している状況がみられます。今後の新規利用にスムーズに対応できるよう、事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする新規事業者の参入促進を図ります。
- 障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るようサービス提供事業所への働きかけ、一人ひとりのニーズに対応できる基盤整備に努めます。



(2) 日中活動系サービス

【見込み量設定の考え方】

○平成27年度から平成29年度の実績を踏まえて見込みます。

○生活介護や就労継続支援A型、B型の実績が増加傾向にあり、これらのニーズに対応した見込み量を設定するとともに、施設入所から地域生活への移行、一般就労への移行促進を図る観点から、必要な日中活動系サービスの充実を図ります。

事業名	事業内容
生活介護	常時介護が必要な障がい者で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合対象となります。事業所において、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供等のサービスを行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的・精神障がい者を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴・排せつ・食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がい者が対象となります。事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労後における職場定着のために必要な訓練、指導等のサービスを行います。
就労継続支援 （A型）	一般の事業所に雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がい者が対象となります。一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援 （B型）	企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結び付かなかった障がい者が対象となります。雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を要する方が対象となります。主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを行います。
短期入所 （福祉型、医療型）	介護者が病気の場合等の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に入浴・排せつ・食事等の介護等のサービスを行います。福祉型は、障害者支援施設等において、医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設にサービスを行います。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	人	148	150	153
	人日	2,900	2,920	2,940
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
	人日	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	人	2	5	10
	人日	20	50	100
就労移行支援	人	8	8	9
	人日	120	120	135
就労継続支援（A型）	人	45	46	47
	人日	860	870	880
就労継続支援（B型）	人	97	98	100
	人日	1,780	1,810	1,850
就労定着支援	人	0	1	1
療養介護	人	10	10	10
福祉型短期入所	人	35	36	37
	人日	281	286	290
医療型短期入所	人	5	5	5
	人日	17	20	20

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

【見込み量確保のための方策】

- 特別支援学校の卒業生が、身近な場所でニーズに応じたサービスを受けることができるよう、特別支援学校、相談支援事業者や地域の関係機関との連携を強化し、卒業生の適切なサービス利用計画の作成に努めます。
- 利用者が増加傾向にある生活介護の利用枠の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。
- 長期入院者が退院し、自分らしい生活をおくるために必要な訓練を実施する生活訓練事業は、地域移行を推進する上でも重要であり、事業の確保を図ります。
- 一般就労等を希望する障がいのある人に対しては、就労移行支援事業の充実を図るとともに、相談支援事業者や障害者就業・生活支援センター等を活用し、適切なサービスを利用することで就業面及び生活面の一体的な支援を行います。
- 就労系事業所と連携し、民間企業等への障がい者雇用の理解と協力を求め、障がいのある人の就労に向けた職場実習の確保に努めます。
- 利用者が増加傾向にある就労継続支援B型の利用枠の確保とサービス提供体制の充実を図るため、関係機関への働きかけを行うとともに、事業者に対して広く

情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。

- 地域活動支援センターが、障害福祉サービス事業等への移行を希望する場合、その事業者に対し必要な支援を行い、日中活動の場の整備に努めます。
- 日中活動系サービス提供事業者等への働きかけを行い、サービス提供体制の充実を図るとともに、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。



(3) 居住系サービス

【見込み量設定の考え方】

- 平成27年度から平成29年度の実績を踏まえて見込みます。
- 施設入所者の削減を図るとともに、グループホームについては、施設からの退所者・退院者の動向から見込み量を設定します。

事業名	事業内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整等必要なサービスを行います。(共同生活援助は訓練等給付に含まれます。)
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴・排せつ・食事等の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を行います。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	人	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	22	24	26
施設入所支援	人	59	59	58

※数値は1か月当たりの利用人員

【見込み量確保のための方策】

- 入所・入院中の障がいのある人が退所・退院して自分らしい暮らしを実現するためには、共同生活援助（グループホーム）等多くの支援が必要になります。退所者・退院者の状況を把握し、さまざまなニーズに応えられる支援体制を計画的に推進します。
- 共同生活援助（グループホーム）の充実を図るため事業者への働きかけ、利用者のニーズに応じた居住の場の確保を図ります。
- 施設入所支援については、計画相談の質を高め、施設からの退所を促進するとともに、セーフティネット機能を活用した緊急一時保護（虐待を含む）、家族等のレスパイトケアとしての短期入所、24時間にわたる包括的支援による重度高齢者への対応などを考慮した見込み量に向けた取組を進めます。
- 高齢者と障害者が同一事業所でサービスを利用できる共生型サービスの参入に向けた取組を検討します。
- 重度の障がい者に対応した日中サービス支援型共同生活援助については、今後の利用動向を見定めたいえ対応します。

(4) 相談支援

【見込み量設定の考え方】

- 計画相談支援については、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象とします。
- 地域移行支援については、利用実績はありませんが、入所施設、精神科病院からの退所、退院者数を勘案して見込みます。
- 地域定着支援については、入所施設、精神科病院からの退所、退院者数、居宅において単身で生活し地域生活が不安定な人を勘案して見込みます。

事業名	事業内容
計画相談支援 (サービス等 利用計画作成)	障害福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	人	71	73	76
地域移行支援	人	2	4	6
地域定着支援	人	1	1	1

※計画相談支援は1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

※地域移行支援、地域定着支援は1年間の利用人員

【見込み量確保のための方策】

- 障害福祉サービス等の利用を希望する障がいのある人に対し、適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス利用計画を作成する相談支援専門員の質と量の拡充を図ります。
- 施設又は入院から地域への生活を希望する障がいのある人に対し、相談支援事業者、県健康福祉事務所、施設や医療機関等の地域における関係機関との連携を強化し、地域生活への移行の促進を図ります。

●地域移行支援、地域定着支援については、実績値または見込み量には反映されていませんが、基幹相談支援センターが相談支援の範囲において実施しています。

3. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業／有無	有	有	有

【見込み量確保のための方策】

○これまで、パンフレット等による広報や「みんなの福祉フェスタ」（毎年3月に実施）など継続的に取り組んでおりますが、引き続き障がいのある人等の理解に向けて、これまで実施してきた多様な事業を組み合わせ、有効な形で展開を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成等、地域において自発的に行われる活動を支援します。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自発的活動支援事業／有無	有	有	有

【見込み量確保のための方策】

○引き続き障がいのある人等をはじめ、その家族、地域住民等による自発的な取組の促進を図ります。

(3) 相談支援事業

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	身体・知的・精神障がい者の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等を行います。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業／か所	1	1	1
基幹相談支援センター／有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業／有無	有	有	有
住宅入居等支援事業／有無	有	有	有

【見込み量確保のための方策】

- 平成29年度より基幹相談支援センターとしての機能を有しており、引き続き障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、ライフステージに応じた一貫した支援を受けられる相談支援体制の構築に向け、地域自立支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。
- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障がいのある人の支援として、入居契約手続きや生活上の課題解決に向けたサポートをする体制の充実を図ります。
- 障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害者虐待防止センター（相談窓口）としての機能を果たすとともに、地域における関係機関等の協力体制の整備及び支援体制の強化を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がい者が、本人の意思により成年後見審判(法定後見)の申立を行う場合、申立に要する費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人等の権利擁護を図ります。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用支援事業	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業 ／有無	無	無	無

※数値は年間の利用人数

【見込み量確保のための方策】

- 継続して成年後見制度利用支援事業を行い、障がいのある人の必要な援助として権利擁護の取組を進めていきます。
- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、計画最終年度からの実施を図ります。
- 成年後見制度の認識を広げるための広報・啓発活動を進めていきます。

(5) 意思疎通支援事業

事業名	事業内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援事業を実施します。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	人	180	180	180
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

※数値は年間の延べ利用人数

【見込み量確保のための方策】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、実績の動向を踏まえ、現状の体制を確保しつつサービスの提供に努めます。手話通訳者派遣事業にあわせ、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない人への対応力も含め、情報バ

リアフリーの環境づくりを図ります。

- 設置した手話通訳者の体制を維持するとともに、市が主催する大規模な講演等で、聴覚障がいのある人が参加しやすいよう、手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度の障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
合計（給付等見込件数）	件	854	854	854
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	7	7	7
排泄管理支援用具	件	830	830	830
居宅生活動作補助用具	件	1	1	1

※数値は年間量

【見込み量確保のための方策】

- 利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員や手話通訳者、要約筆記者の養成を行います。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業	人	12	12	12

※数値は年間の養成研修修了者数

【見込み量確保のための方策】

○関係機関と連携して、手話通訳者や要約筆記者の養成講習を実施し、手話通訳及び要約筆記に従事できる人材の確保に努めます。

(8) 移動支援事業

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出（通院は除く）や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実利用者数	人	37	39	40
利用時間数	時間	3,210	3,230	3,240

※数値は年間量

【見込み量確保のための方策】

○利用ニーズの増加に対応し、サービス提供事業者の体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

○障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るようサービス提供事業所への働きかけ、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。

●加西市独自の福祉サービス（移送サービス）

加西市では、一般の交通機関では移動が困難な方を対象に、リフト付車両（かたつむり号）を使用し、通院等の外出支援を行うサービスを加西市社会福祉協議会に委託して実施しています。

（対象：65 歳以上の高齢者または障がい等により車イスを利用している方）

(9) 地域活動支援センター

事業名	事業内容
地域活動支援センター	地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援等を行います。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実利用者数	人	33	35	36
箇所数	箇所	2	2	2

※数値は年間量

【見込み量確保のための方策】

○平成 29 年度より 3 か所から 2 か所に減少し、サービス提供体制が不足傾向にあります。今後の新規利用者にスムーズに対応できるよう、事業者に対して広く情報提供を行うなど、新規事業者の参入促進を図ります。

○障がいのある人の自立、社会参加を図るため、地域活動支援センターの周知や利用促進を図ります。

(10) その他の事業・任意事業

事業名	事業内容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活している重度の身体障がいのある人で、その住居の浴槽では家族やヘルパーの介助をもって入浴が困難な人を対象に、入浴車で居宅を訪問し浴槽を居室に搬入して行う「訪問入浴サービス」や、訪問入浴サービスでの対応も難しい人を対象に特殊浴槽のある施設で行う「施設入浴サービス」を実施します。
日中一時支援事業	障がいのある中学生・高校生の放課後における活動の場や障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、市内の障害者福祉施設で、日中における見守りや社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行います。
レクリエーション活動等支援事業	障がい者（障がい児）のスポーツ大会を開催します。
点字・声の広報等発行事業	朗読ボランティアによる障がい者（障がい児）のために朗読を行います。
社会参加支援事業	事業所や団体が、得意とする活動を行いながら、障がい者（障がい児）の社会参加を促進します。

サービス種別			平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴 サービス事業	月平均利用者数	人	1	2	2
日中一時支援 事業	月平均利用者数	人	52	54	55
	箇所	箇所	2	2	2
レクリエーション 活動等支援事業	利用者延人数	人	170	165	160
	事業数	事業	1	1	1
点字・声の広報等 発行事業	利用者実人数	人	15	15	15
その他社会参加 支援事業	事業数	事業	7	7	7

※数値は年間量

【見込み量確保のための方策】

- 訪問入浴については、在宅の重度身体障がいのある人の地域生活を支援するため、必要なサービス提供を行えるよう努めます。
- 日中一時支援事業については、平成 27 年から延べ利用日数は大きく増加しております。サービスの適切な利用と質の向上を図ります。
- その他の事業につきましても、概ね現状維持を想定しながら事業を展開し、障がいのある人の適正な社会参加が図れるよう、広報やホームページ等を活用して周知を図ります。

第3章 第1期障害児福祉計画

1. 障害児福祉計画の成果目標と実現に向けた取組

児童においては、障がいの軽減、社会適応能力の向上のためにも、障がいを早期に発見し療育を行うことが重要です。健康診査等により障がいを早期に発見し、関係機関と連携しながら適切な対応を実施します。

個々の状態やライフステージに応じたニーズにきめ細かく対応するため、また、医療的ケア児支援のための保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場で提供する体制を構築することが重要であるため、子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

(1) 児童発達支援センターの充実（設置）

- ・児童発達支援センターを1か所以上設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とします。

※児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。また、保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

(2) 保育所等訪問支援の充実

- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

(3) 医療的ニーズへの対応

- ・重症心身障がい児を主に支援する事業所の充実

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保維持を行います。

(4) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児の適切な支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を平成30年度までに設けることとします。

(5) 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーター配置の促進

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を図ります。

2. 障害児福祉サービス等の見込み量と確保のための方策

(1) 障害児支援サービス

見込み量は、平成 27 年度から平成 29 年度までの3か年の障害福祉サービスの伸び率を基本としましたが、3か年の中で急激な増減がみられるサービスや絶対数が極端に少ない場合等は、個々の状況を考慮しました。

確保のための方策は、障害福祉サービスを提供できる体制や見込み量を確保するための取組を示しています。

【見込み量設定の考え方】

○平成 27 年度から平成 29 年度の実績を踏まえて見込みます。

事業名	事業内容
児童発達支援	就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出が著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	人	11	12	15
	人日	50	57	70
医療型児童発達支援	人	10	12	12
	人日	54	62	62
放課後等デイサービス	人	48	53	57
	人日	430	500	580
保育所等訪問支援	人	0	1	1
	人日	0	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1
	人日	0	0	2

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

【見込み量確保のための方策】

○身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を確保するため整備に努めます。

(2) 障害児相談支援

障がい児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【見込み量設定の考え方】

○平成 27 年度から平成 29 年度の実績を踏まえて見込みます。

サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害児相談支援	人	15	17	20

※ 1 か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

【見込み量確保のための方策】

○障害児相談支援事業者と連携し、サービスの提供を進めていきます。

(3) コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	1	1

(4) 教育と福祉の協議の場の設置（県独自項目）

平成 30 年度までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
教育と福祉の協議の場の設置	有	有	有

(5) 障がい児の相談窓口の設置（県独自項目）

障がいのある人やその保護者に対して、専門の相談員が総合的な相談窓口となり、福祉サービスの利用援助や介護相談、情報提供を行います。

サービス種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障がい児の相談窓口の設置	有	有	有



第4章 資料編

1. 障がいのある人の状況

(1) 人口及び手帳所持者の推移

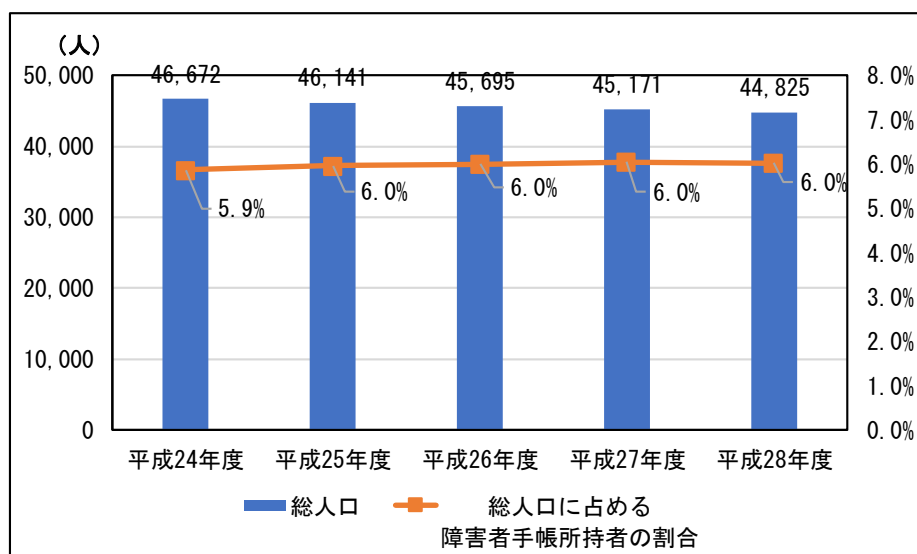
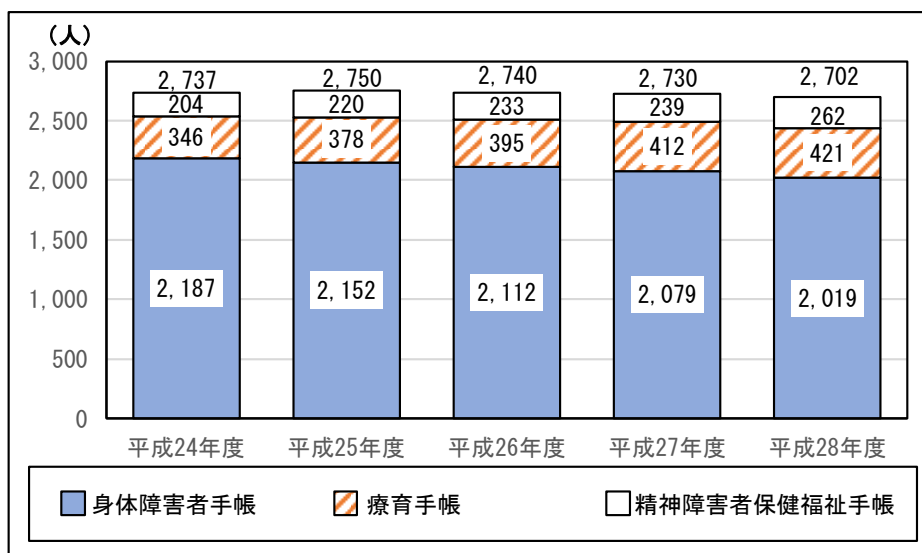
① 障害者手帳所持者の状況

本市の総人口は、減少傾向が続いており、平成24年度から平成28年度の5年間の推移をみると46,672人から44,825人へと1,847人（4.0%）減少しています。

手帳所持者総数は、ほぼ横ばい状態となっています。手帳所持者総数が総人口に占める比率は、約6.0%で推移しています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育及び精神障害者保健福祉手帳所持者数はともに増加傾向がみられます。

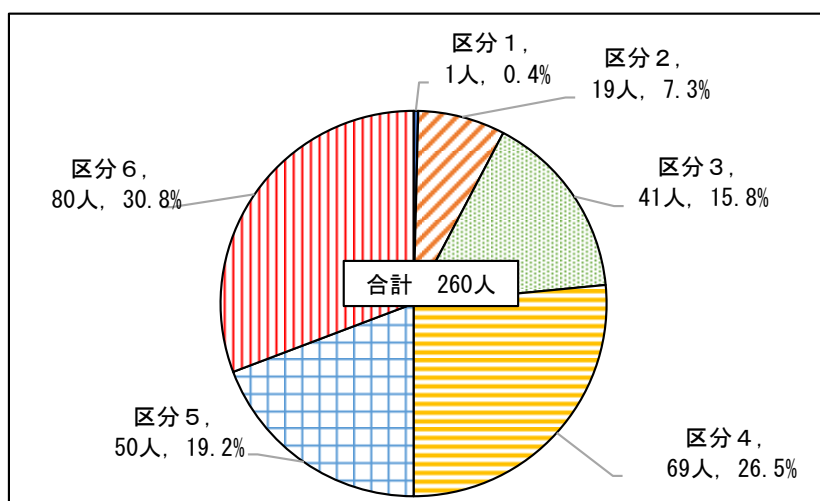
※人口は各年4月1日現在、障害者手帳所持者数は各年度3月末日現在



② 障害支援区分認定者の状況

全体の中では、区分 6 の占める割合が一番高く、次いで、区分 4 が高くなっています。

今後も精神障がい者及び知的障がい者の増加に伴い、障害福祉サービスの利用に必要な障害支援区分認定者は増加していくことが考えられます。



※平成29年3月末日現在

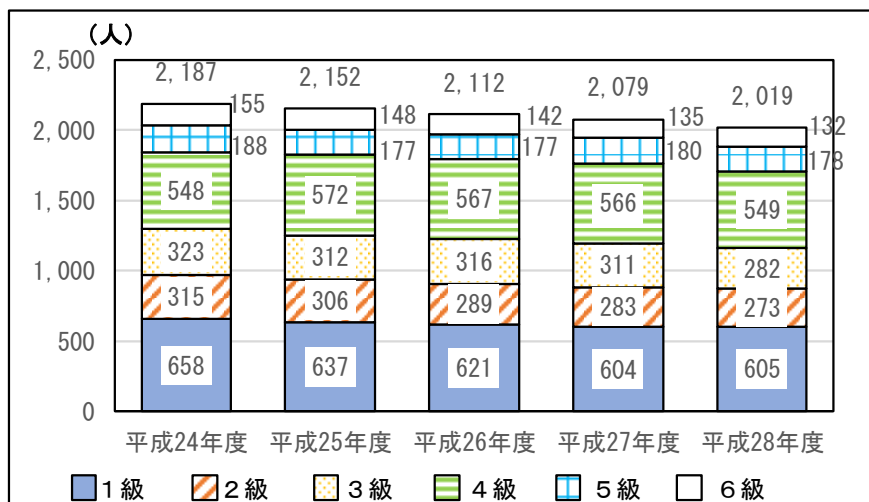
※ 障害支援区分は、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。区分 1 に比べて区分 6 の方が、必要とされる支援の度合いが高くなります。

(2) 身体障がい者の状況

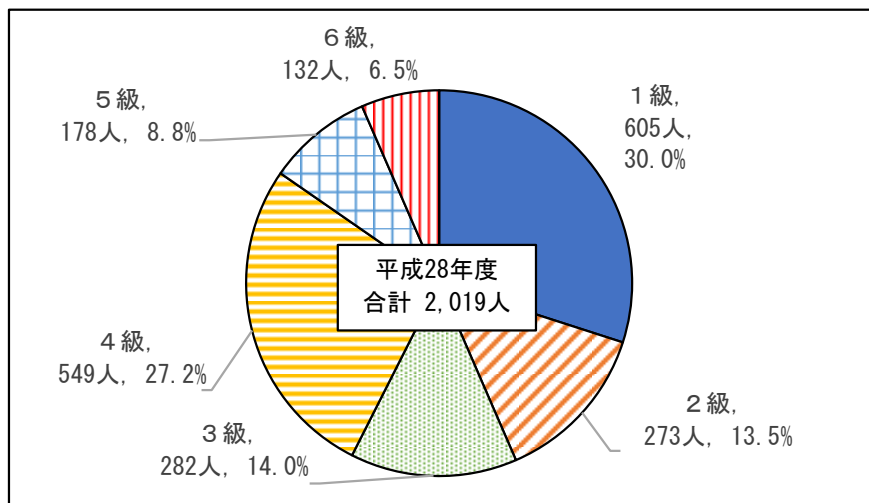
① 等級別の身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の各等級の占める割合を5年間でみると、すべての等級で大きな変化はみられません。

全体に占める割合では1級の割合が最も高く、平成28年度で30.0%となっています。

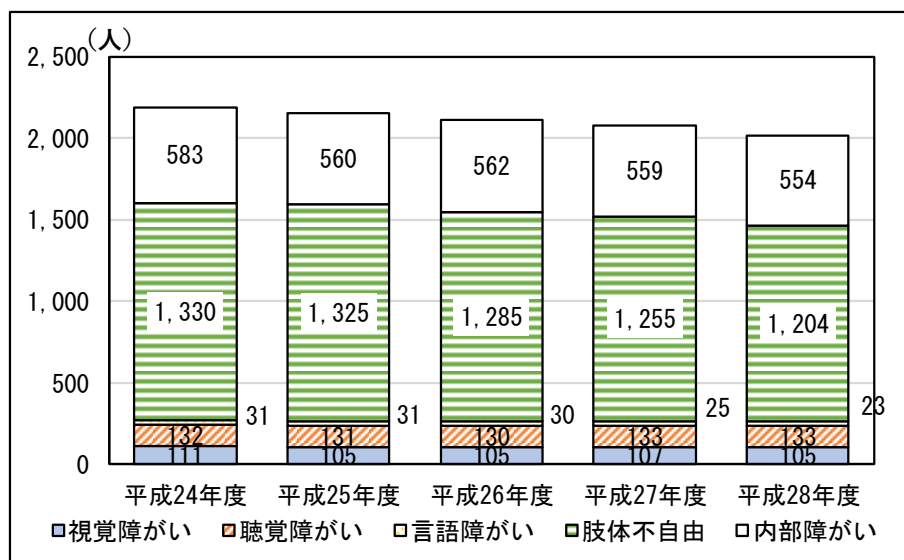


※各年度3月末日現在

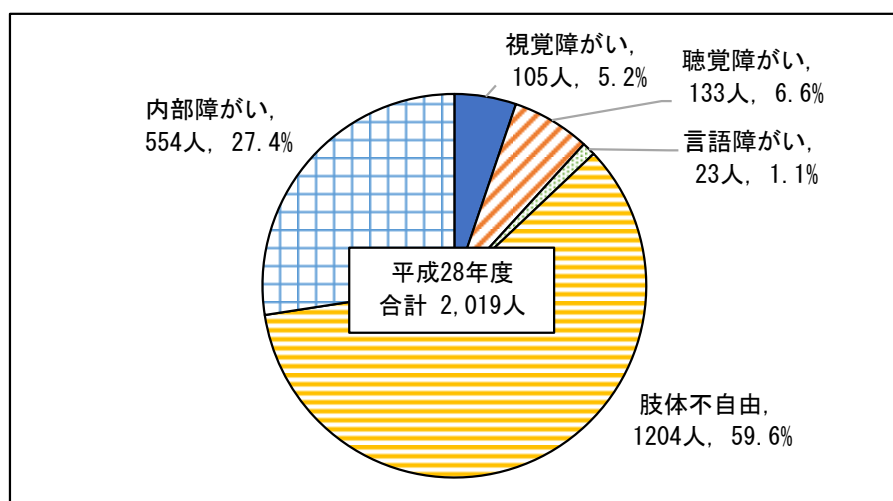


② 障がい部位別の身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の部位別の割合を5年間でみると、肢体不自由、内部障がいが増少傾向がみられます。平成28年度では、肢体不自由が59.6%を占めて最も多くなっています。



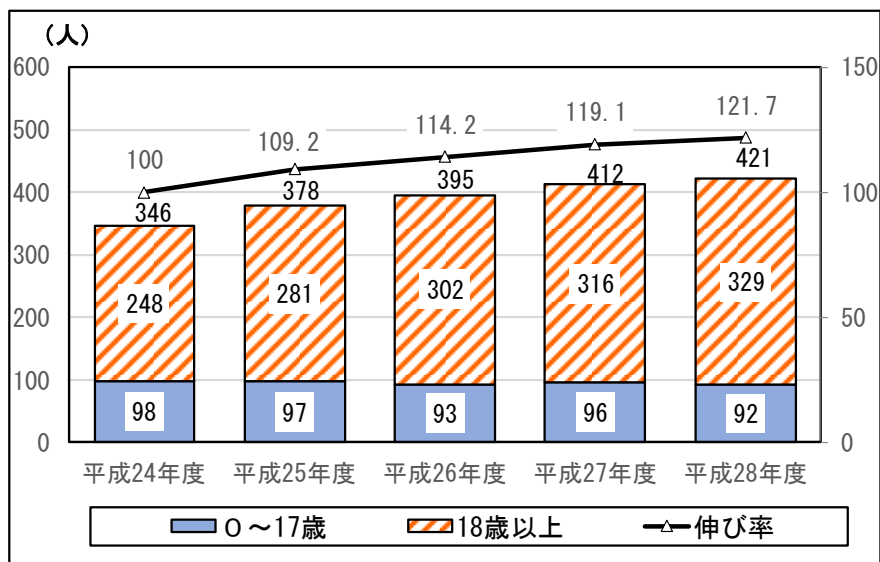
※各年度3月末日現在



(3) 知的障がい者の状況

① 年齢別の療育手帳所持者の状況

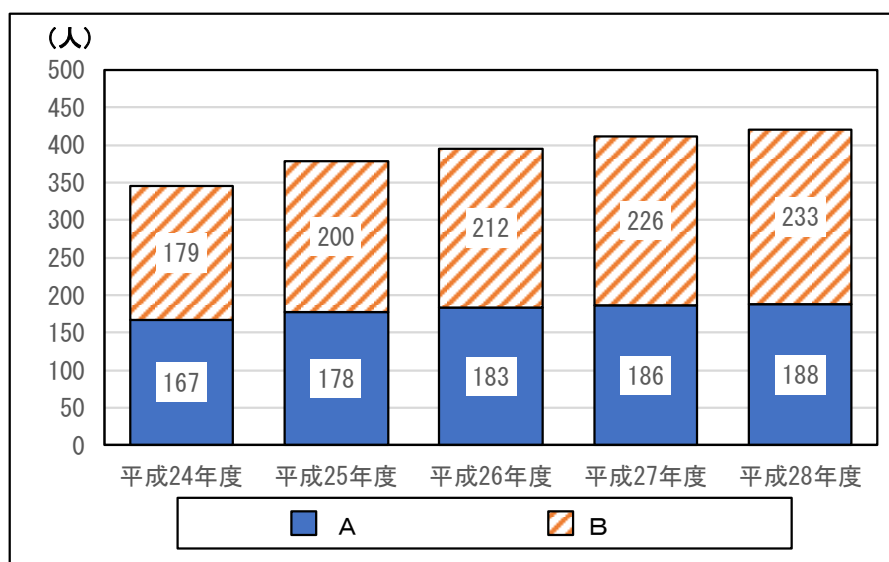
療育手帳所持者は増加傾向にあり、障がい者が増加しています。



※各年度3月末日現在

② 判定別の療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の判定別割合を平成28年度でみると、B判定の方が、割合が高くなっています。

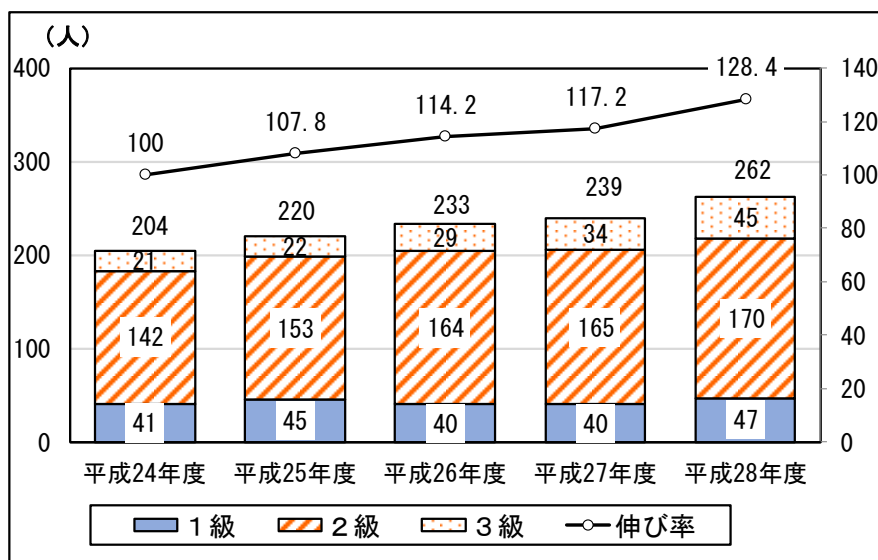


※各年度3月末日現在

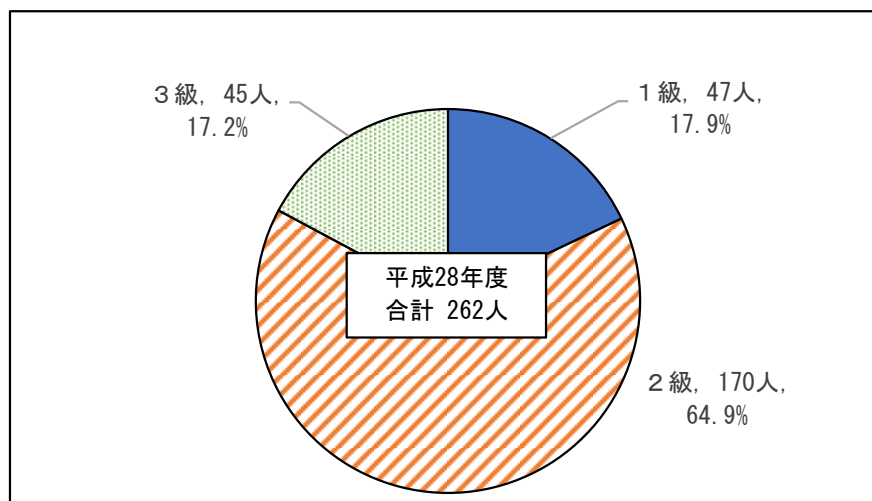
(4) 精神障がい者の状況

① 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合を平成28年度でみると、2級が特に多く64.9%を占めています。過去5年間の推移をみると、2級、3級の割合が増加しています。

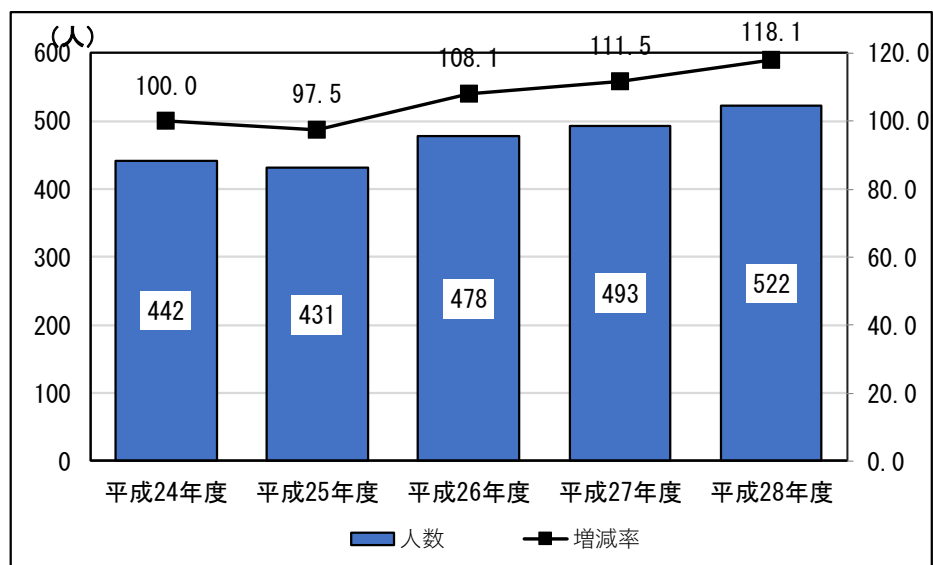


※各年度3月末日現在



② 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、5年間で442人から522人へと80人増加しており、その増加率は18.1%で、手帳所持者の増加と連動していると考えられます。



※各年度3月末日現在

2. 第4期障害福祉計画の成果目標等の進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末の地域生活移行数は 0 人で、平成 29 年度末目標の 6 人を下回っています。また、施設入所者数は、基準値の 57 人に対し、3 人の増となっています。

区 分		人 数	備 考
平成 25 年度末の施設入所者数 ①		57 人	平成 25 年度【基準値】
目標値	地域生活移行	6 人	
29 年度末	削減見込	－2 人	
平成 28 年度末の施設入所者数 ②		60 人	
実績値	地域生活移行	0 人	
28 年度末	削減者数	－3 人	①－②

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成 28 年度末の一般就労への移行者数は 1 人であり、平成 29 年度末の目標値 1 人を達成していますが、平成 28 年度末の移行支援事業利用者数は 4 人で、29 年度末の目標値 7 人を大きく下回っています。

区 分		人 数	備 考
目標値	平成 29 年度末の一般就労への移行者数	1 人	
実績値	平成 28 年度末の一般就労への移行者数	1 人	
目標値	平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	7 人	
実績値	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	4 人	年度最終月の 月間利用者数

(3) 障害福祉サービスの利用実績

① 訪問系サービスの利用状況

利用者数は、計画値を超えています。利用時間は計画値を下回っています。

※ 1 か月あたり

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
居宅介護、重度訪問介護、 行動援護・同行援護	人	41	49	120%	45	52	116%	49	55
	時間	664	503	76%	716	584	82%	767	864

② 日中活動系サービスの利用状況

生活介護は、僅かに減少傾向にありますが、利用者数、延利用者数とも計画値を僅かに上回っています。

自立訓練（機能訓練）は、利用者数の変化はあまりみられませんが、計画値を下回っています。

自立訓練（生活訓練）は、利用者数、延べ利用者ともに計画値を上回っています。

就労移行支援は、実利用者数、延利用者数ともに概ね横ばい傾向となっています。

就労継続支援のA型、B型ともに利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

療養介護、短期入所では、ほぼ計画値程度となっています。

※ 1 か月あたり

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
生活介護	人	128	148	116%	133	145	109%	138	146
	人日	2,463	2,732	111%	2,559	2,692	105%	2,656	2,884
自立訓練（機能訓練）	人	2	1	50%	2	1	50%	2	1
	人日	32	23	72%	32	9	28%	32	10
自立訓練（生活訓練）	人	1	2	200%	1	1	100%	1	1
	人日	20	30	150%	20	23	115%	20	16
就労移行支援	人	6	6	100%	8	7	88%	10	6
	人日	120	122	102%	160	126	79%	200	101
就労継続支援（A型）	人	22	29	132%	22	38	173%	22	43
	人日	479	605	126%	479	775	162%	479	840
就労継続支援（B型）	人	79	91	115%	81	100	123%	84	95
	人日	1,414	1,591	113%	1,450	1,761	121%	1,504	1,698
療養介護	人	10	10	100%	10	10	100%	10	10
短期入所	人	26	29	112%	26	39	150%	26	38
	人日	255	248	97%	255	260	102%	255	290

③ 居住系サービスの利用状況

共同生活援助、施設入所支援ともに概ね計画通りの利用人数となっています。

※ 1 か月あたり

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値	実績 見込み
共同生活援助	人	17	17	100%	20	17	85%	23	20
施設入所支援	人	55	61	111%	53	61	115%	50	60

④ 相談支援の利用状況

計画相談支援では、概ね計画通りの実績となっています。

地域定着支援の利用者数は、計画値を下回っています。

※ 1 か月あたり

サービス名		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
			計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値	実績 見込み
相談支援	計画相談支援	人	64	59	92%	69	63	91%	74	68
	地域移行支援	人	1	0	0%	1	0	0%	1	0
	地域定着支援	人	1	0.8	80%	1	0.3	30%	1	0

⑤ 障害児支援の利用状況

児童発達支援は減少傾向となっています。

放課後等デイサービスでは、大きく増加しています。

医療型児童発達支援、障害児相談支援では、計画値を上回っています。

※ 1 か月あたり

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値	実績 見込み
児童発達支援	人	10	13	130%	10	7	70%	10	10
	人日	60	56	93%	60	26	43%	60	41
放課後等デイサービス	人	3	4	133%	3	30	1,000%	3	42
	人日	21	16	76%	21	239	1,138%	21	370
保育所等訪問支援	人	1	0	0%	1	0	0%	1	0
	人日	3	0	0%	3	0	0%	3	0
医療型児童発達支援	人	3	4	133%	3	6	200%	3	9
	人日	30	26	87%	30	41	137%	30	50
障害児相談支援	人	3	5	167%	3	9	300%	3	12

(4) 地域生活支援事業の利用実績

手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業では、計画値を大きく上回っています。

日常生活用具給付等事業では、全体で見ると計画値をやや下回っています。

移動支援事業では、年間実利用者数、月平均利用時間数ともに概ね計画値で推移しています。日中一時支援事業では、計画値を上回っています。

①理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値	実績 見込み
理解促進研修・啓発事業	有無	有	無	—	有	有	—	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有

②相談支援

※年間

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値	実績 見込み
障害者相談支援事業	箇所	1	1	100%	1	1	100%	1	1
基幹相談支援センター事業	有無	無	無	—	無	無	—	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有

③成年後見制度利用支援及び成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値	実績 見込み
成年後見制度利用支援事業	有無	1	0	—	1	0	—	2	1
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	—	無	無	—	有	無

④意思疎通支援事業

※年間

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値	実績 見込み
手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	件	80	203	254%	80	204	255%	80	170
手話通訳者設置事業	人	1	1	100%	1	0	0%	1	0

⑤日常生活用具給付等事業

※年間

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
日常生活用具給付等 事業 (ストマや紙おむつ等排泄 管理支援用具を除く)	件	26	30	115%	26	25	96%	26	23
排泄管理支援用具	件	924	901	98%	948	833	88%	972	850

⑥手話奉仕員養成事業

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
年間の修了者数	人	10	8	80%	10	15	150%	10	16

⑦移動支援事業

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷ A(%)	計画値	実績 見込み
年間の実利用者数	人	20	22	110%	21	20	95%	22	35
年間の平均利用時間数	時間	3,100	2,906	94%	3,250	2,935	90%	3,400	3,199

⑧地域活動支援センター機能強化事業

サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
実利用者数	人	26	18	69	28	39	139	30	30
箇所数	箇所	3	3	100	3	3	100	3	2

⑨その他事業

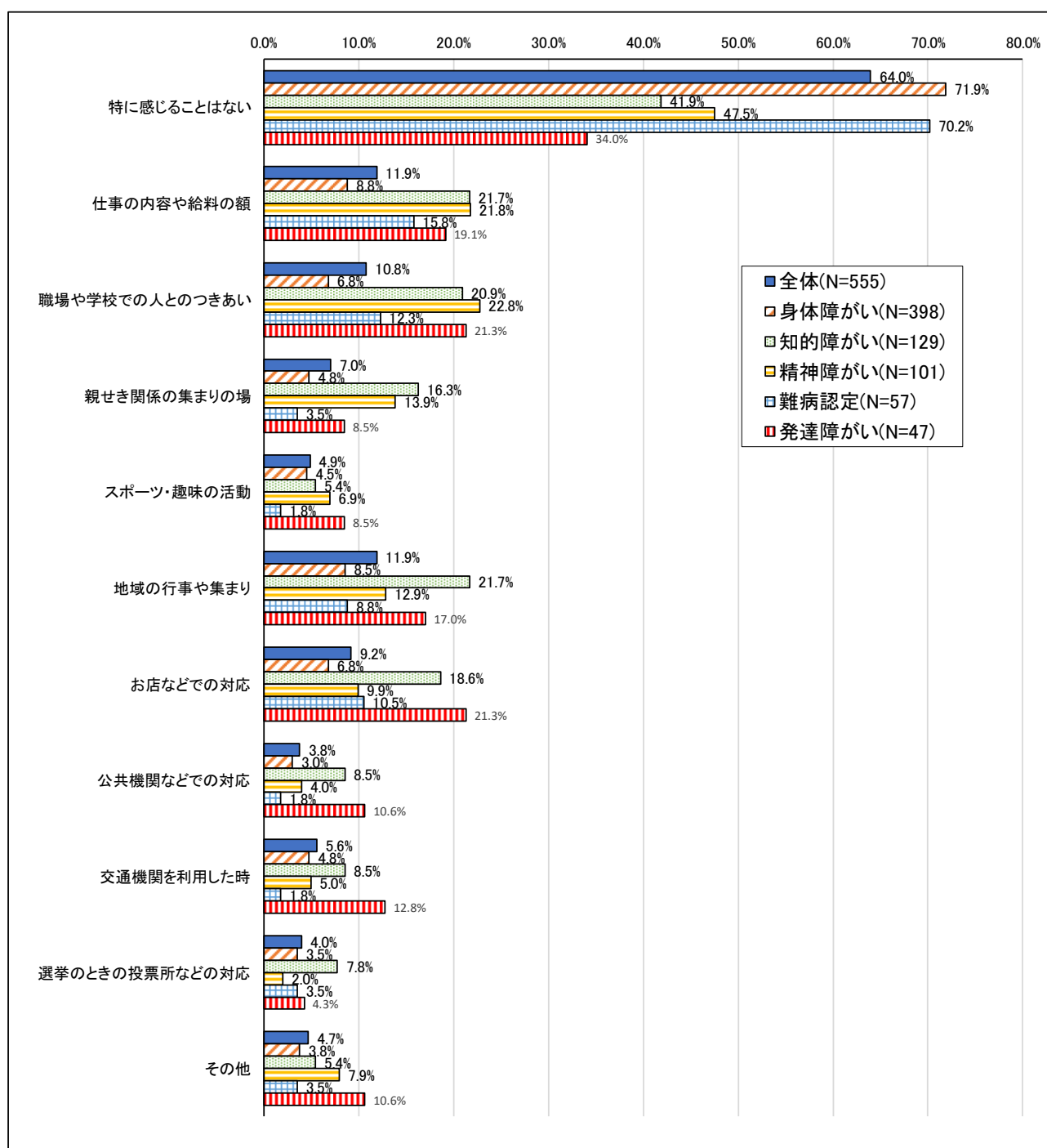
サービス名	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A(%)	計画値	実績 見込み
福祉ホーム事業	人	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス事業	回	-	65	-	-	69	-	-	55
	人	3	2	67%	3	2	67%	3	1
日中一時支援事業	件	2,750	3,517	128	2,750	3,548	129	2,750	3450

3. アンケート調査結果

(1) 障がいがあるために感じる差別や偏見について

障がいのある市民を対象とした調査（18歳以上）

差別や偏見については、「特に感じることはない」の割合をみると、知的障がい、精神障がい、発達障がいでは特に低く、障がいに対する理解が十分とはいえないため、地域社会や市民に、正しい理解を働きかけていくことが必要です。

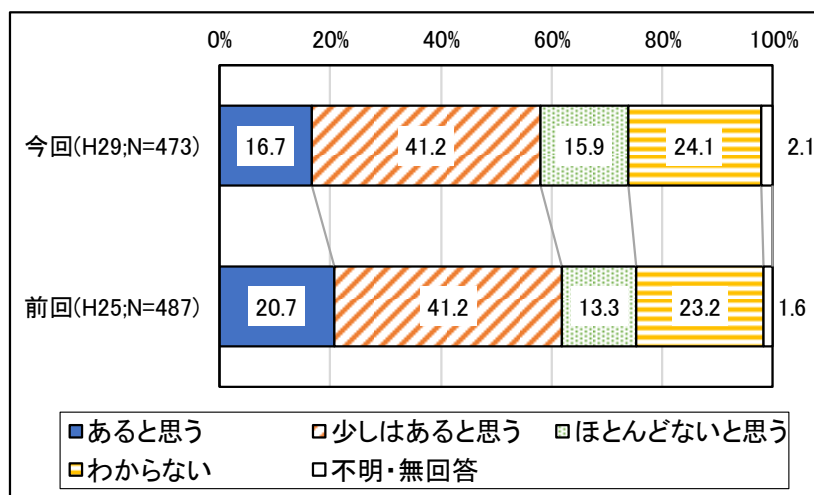


注：障がいの重複があるため「身体障がい」～「発達障がい」のN数の合計値は、「全体」のN数より多くなります。

（２） 障がいを経由とする差別や偏見

市民を対象とした調査（18歳以上）

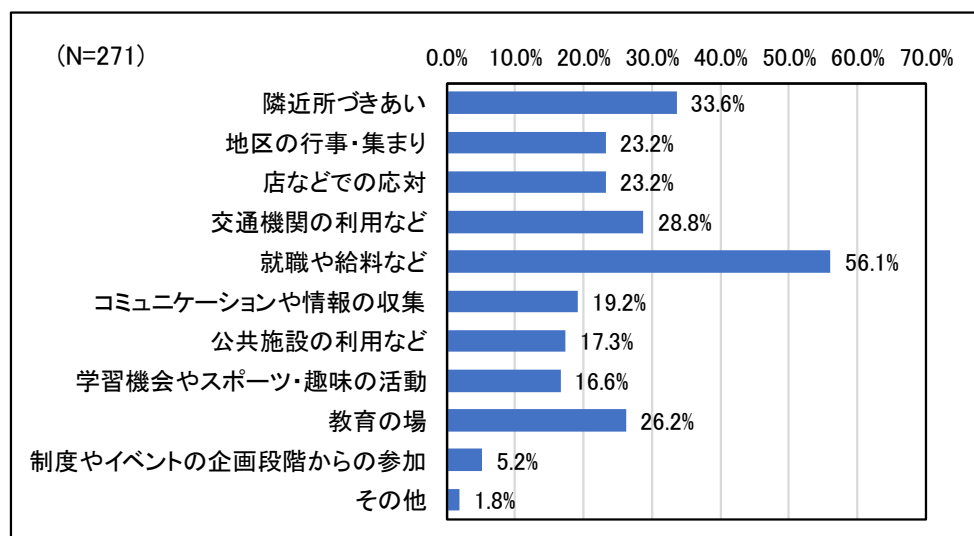
障がいのある人に対して、障がいを経由とする差別や偏見があるかについては、「あると思う」と「少しはあると思う」の合計が約6割で、4年前と比較しても、ほとんど変わっていない結果となっており、障がいや障がいのある人への理解を深めるための取組をさらに進める必要があります。



（３） どのようなときに障がいを経由とする差別や偏見を感じるか

市民を対象とした調査（18歳以上）

どのようなときに障がいを経由とする差別や偏見を感じるかについては、「就職や給料など」が5割以上で特に高くなっており、仕事面、収入面での差別や偏見を解消する取組が必要です。

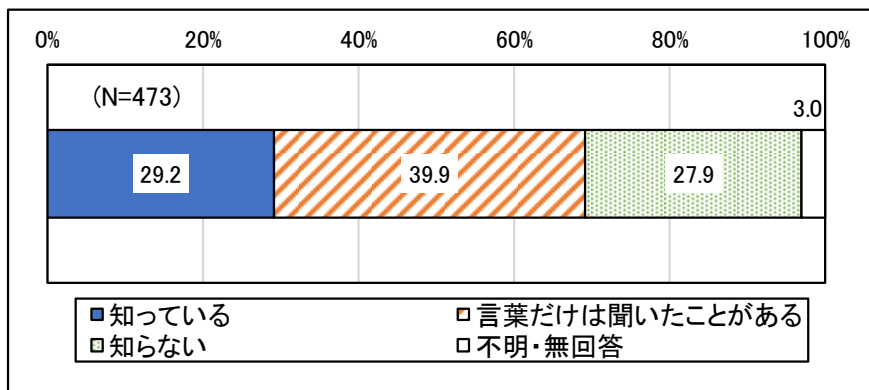


(4) 「共生社会」の考え方について

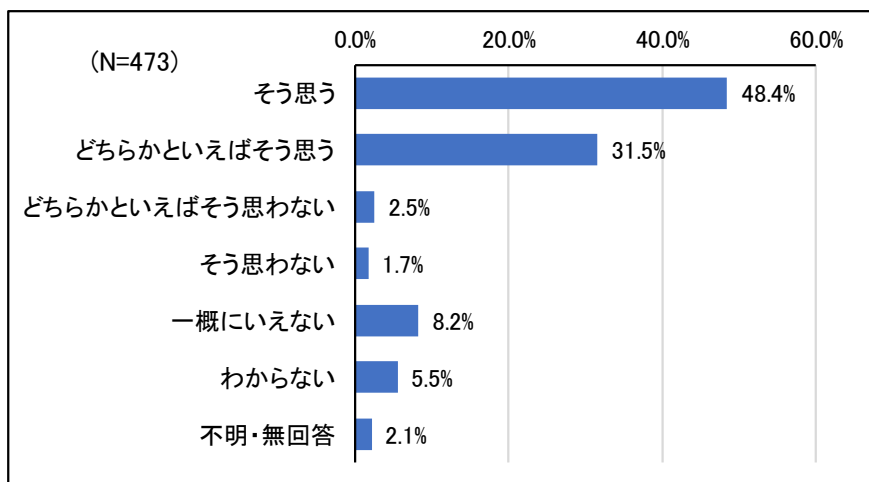
市民を対象とした調査（18 歳以上）

共生社会の考え方については、その考え方に賛同する人が多くなっていますが、知っている人は 3 割に達していません。共生社会の考え方や内容等を分かりやすい形で示していくとともに、さらなる周知を図ることが必要です。

● 共生社会の考え方の認知



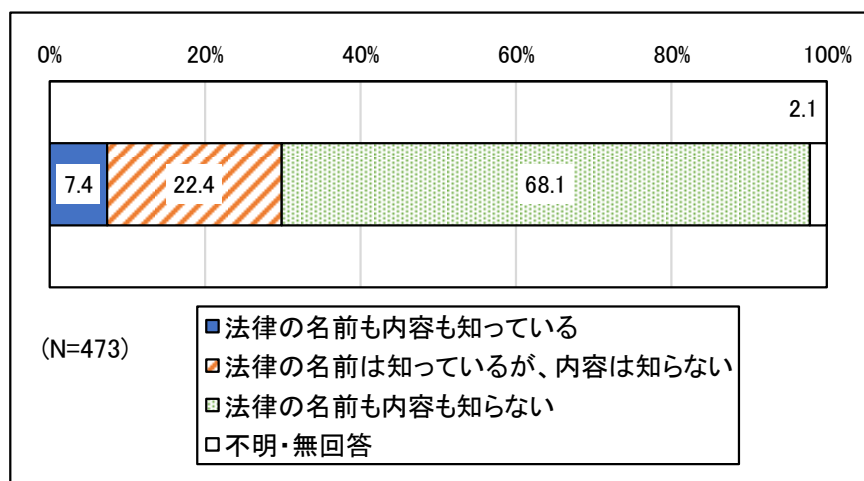
● 共生社会の考え方（障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前という考え方）についてどのように思うか



(5) 「障害者差別解消法」の認知

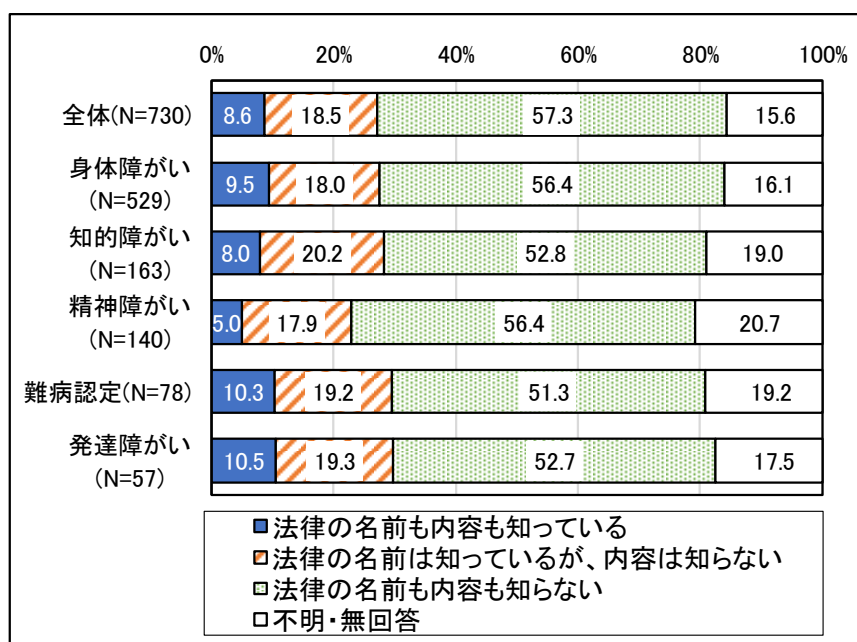
市民を対象とした調査（18歳以上）

「障害者差別解消法」については、市民の約7割が「法律の名前も内容も知らない」としており、地域、職場、学校などあらゆる場面での情報発信が求められます。



障がいのある市民を対象とした調査（18歳以上）

障がい者における「障害者差別解消法」の認知状況は、「法律の名前も内容も知らない」の割合は、市民に比べれば低いものの5割以上となっており、障がい者においても、様々な場面での情報提供が望まれます。

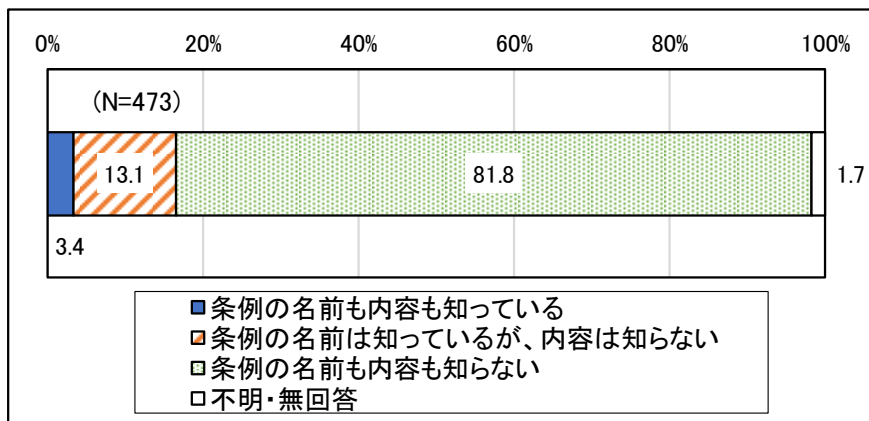


注：障がいの重複があるため「身体障がい」～「発達障がい」のN数の合計値は、「全体」のN数より多くなります。

(6) 「加西市手話言語条例」の認知

市民を対象とした調査（18 歳以上）

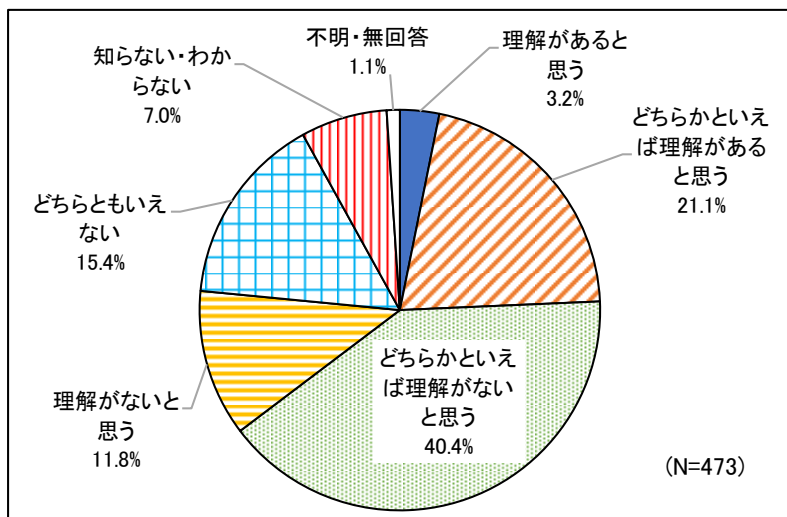
平成 28 年 10 月に施行された「加西市手話言語条例」について約 8 割以上が「条例の名前も内容も知らない」としており、地域、職場、学校などあらゆる場面での情報発信が求められます。



(7) 発達障がいについて社会の理解があると思うか

市民を対象とした調査（18 歳以上）

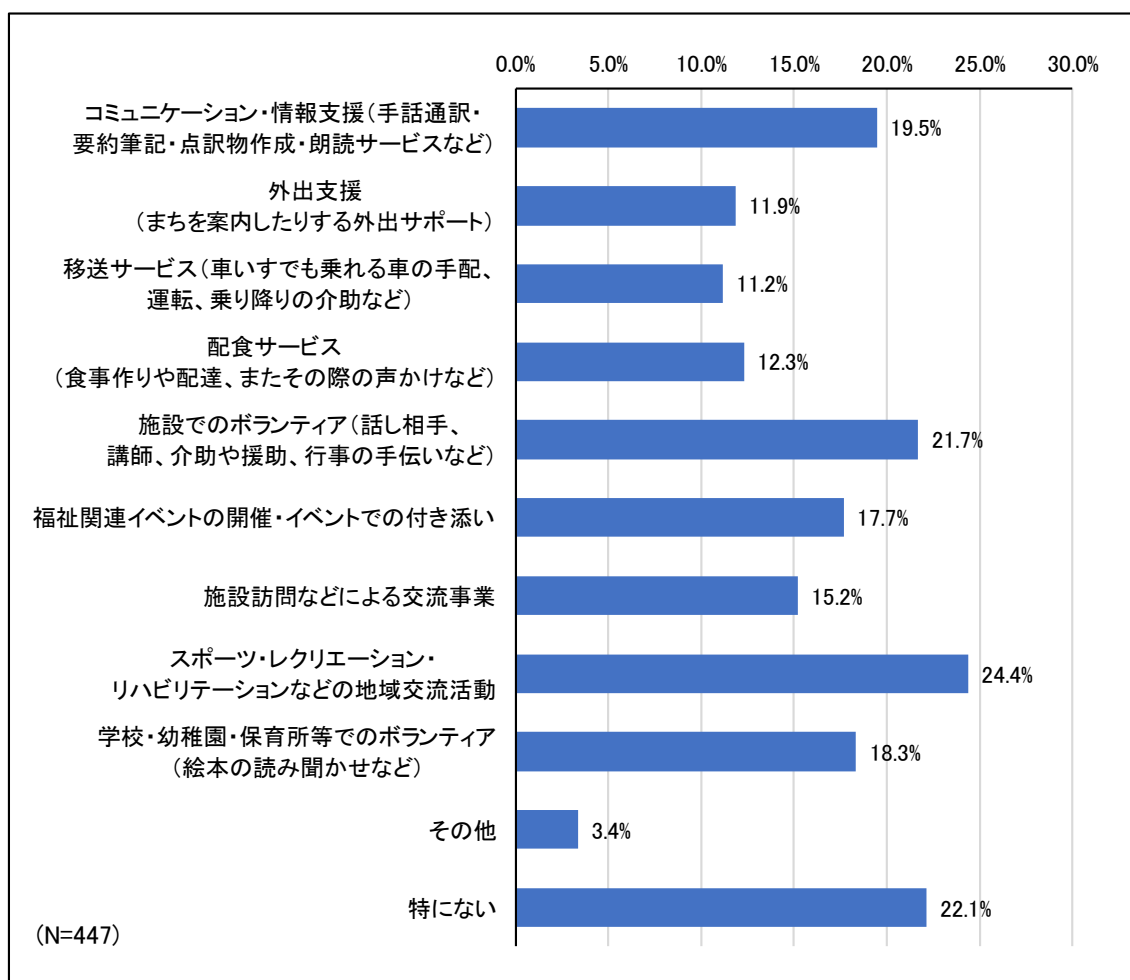
発達障がいについて社会の理解があると思うかについては、「理解がない」と「どちらかといえば理解がない」の合計が 5 割を超えており、理解を深めるための取組を積極的に行う必要があります。



(8) 障がいのある人に対してどんな支援や活動をしてみたいか

市民を対象とした調査（18歳以上）

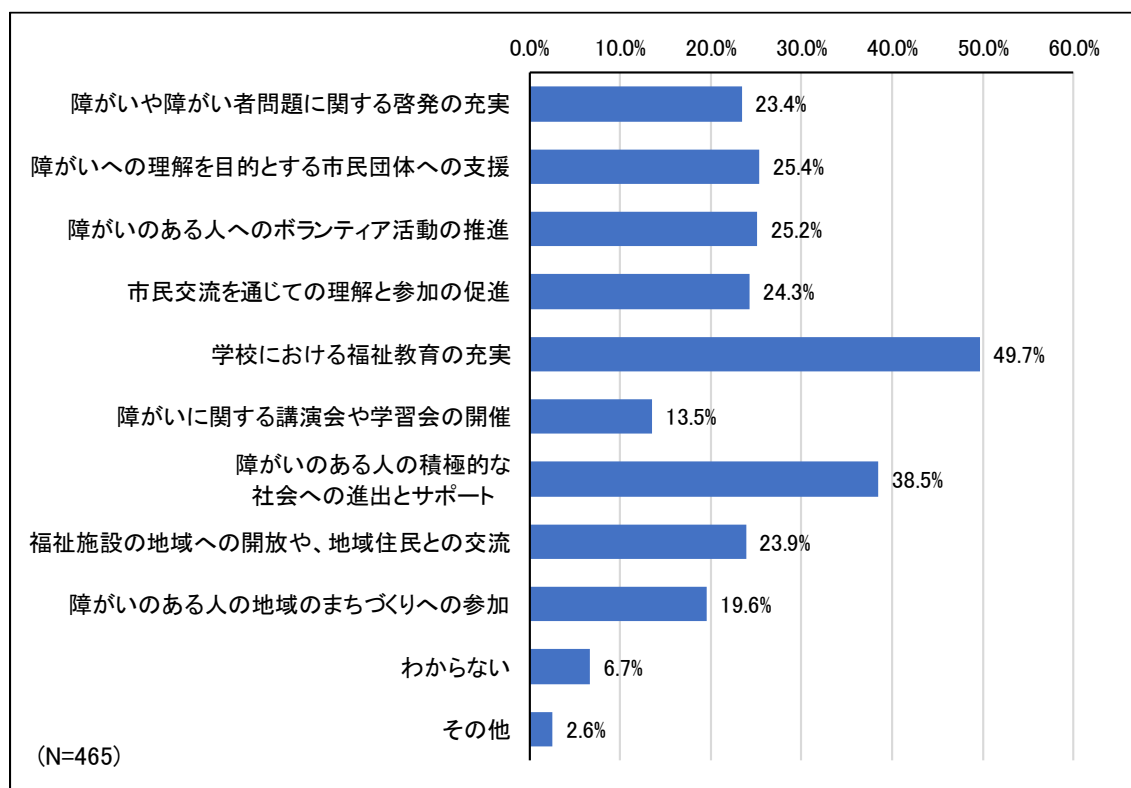
障がいのある人に対してどんな支援や活動をしてみたいかについては、「地域交流活動」や「施設でのボランティア」、「コミュニケーション支援」など様々な支援や活動に参加したいという意見が多く、取組へのきっかけづくりが必要です。一方で、「特にない」が22.1%と2番目に多く、障がいや障がいのある人への理解を深める必要があります。



(9) 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと

市民を対象とした調査（18歳以上）

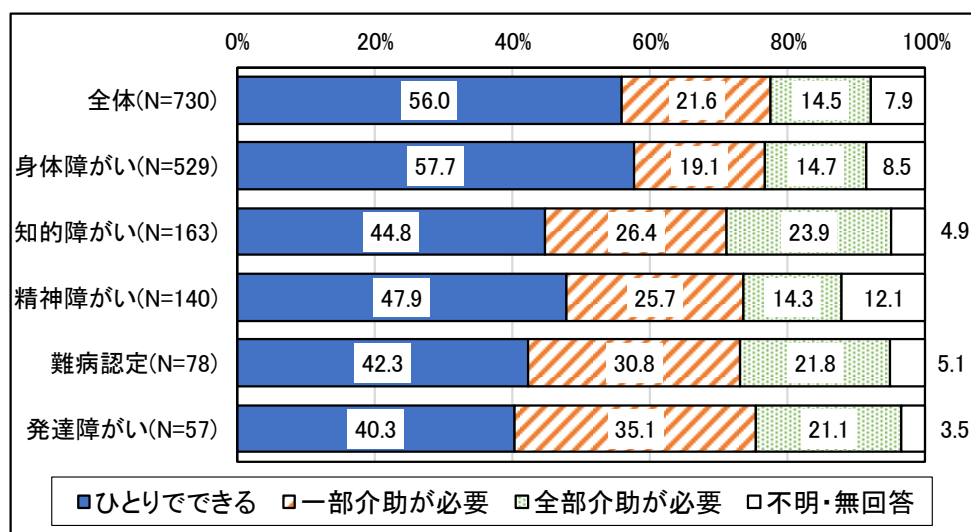
障がいのある人への市民の理解を深めるためには、学校での福祉教育や障がいのある人からの積極的な活動や働きかけとサポートが望まれています。



(10) 外出について

障がいのある市民を対象とした調査（18歳以上）

日常生活での「外出」について介助が必要かどうかでは、身体障がいを除いて「一部介助」または「全部介助」が必要な割合が高くなっており、障がい者の外出支援の確保に向けた取組が求められています。



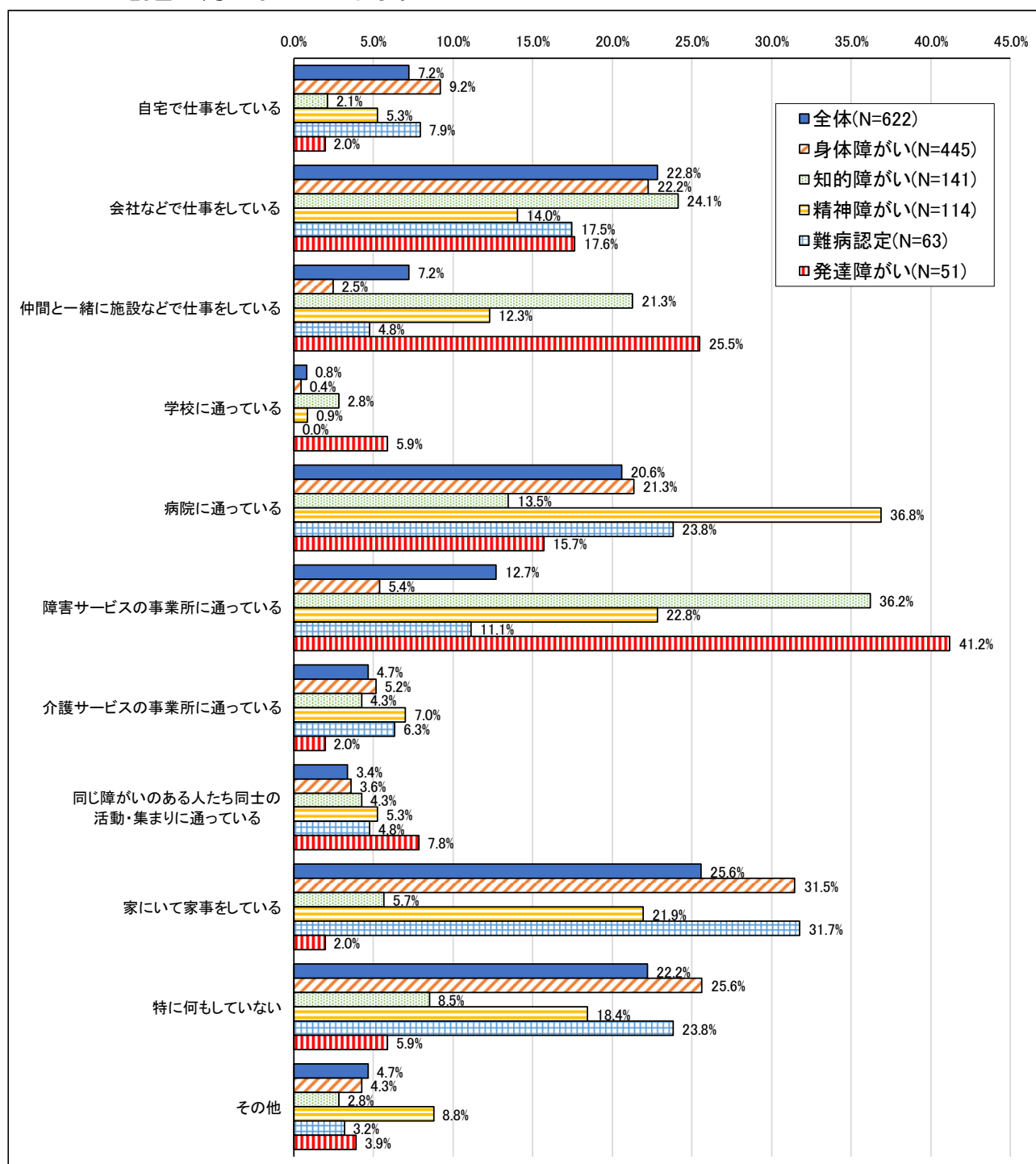
注：障がいの重複があるため「身体障がい」～「発達障がい」のN数の合計値は、「全体」のN数より多くなります。

(11) 日中の過ごし方

障がいのある市民を対象とした調査（18歳以上）

就労についてみると、「会社などで仕事をしている（一般就労）」では、身体障がい、知的障がいでの割合が高く、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている（福祉的就労）」では、発達障がい、知的障がいでの割合が高くなっています。

通院・通所についてみると、「病院」では、精神障がいの割合が特に高く、難病、身体障がいもやや高くなっています。また、「障害サービス事業所」では、発達障がい、知的障がいの割合が高くなっています。

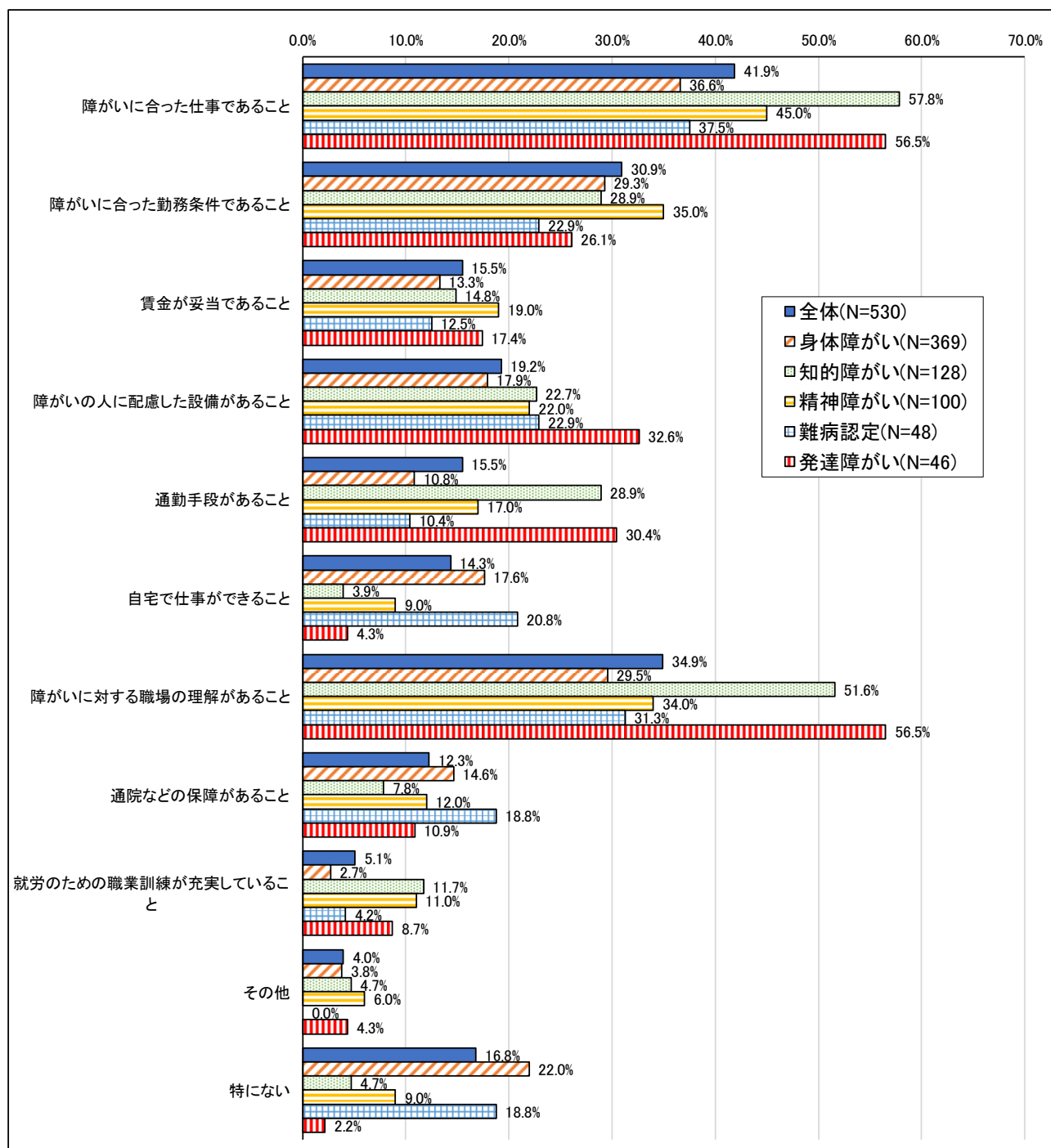


注：障がいの重複があるため「身体障がい」～「発達障がい」のN数の合計値は、「全体」のN数より多くなります。

(12) 働く上で必要なこと

障がいのある市民を対象とした調査（18歳以上）

障がいの状況に応じた多様な雇用・就労形態の確保や周囲の理解等を得られることが求められており、その傾向は特に、知的障がい、発達障がいが高くなっています。

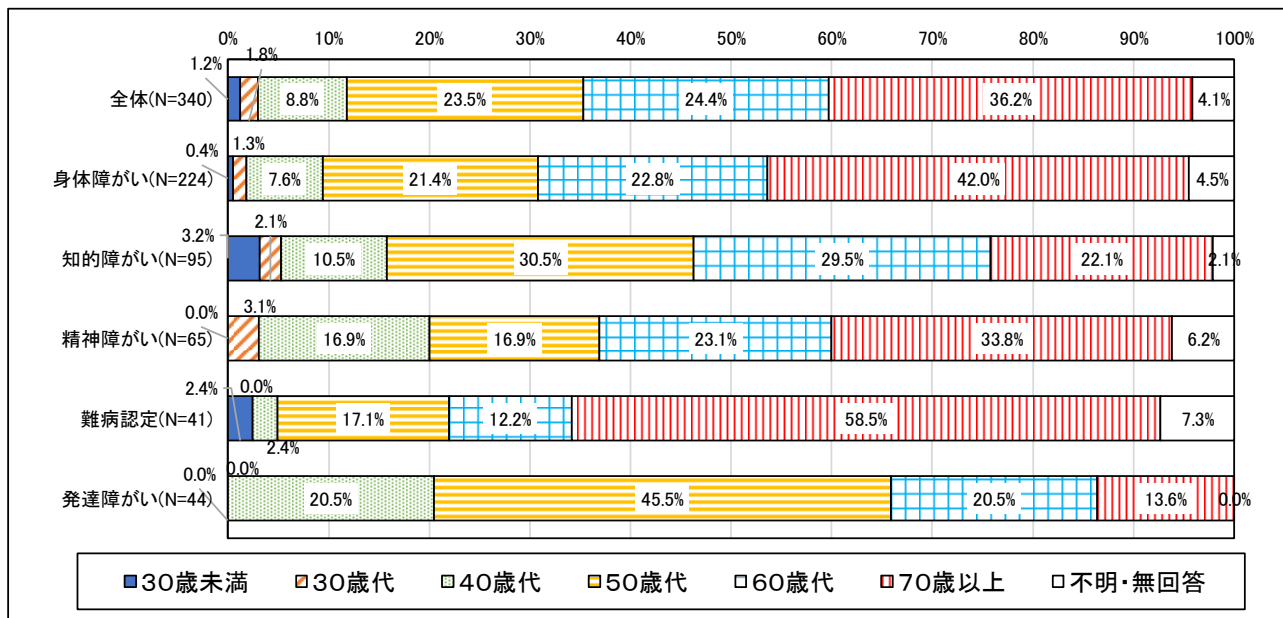


注：障がいの重複があるため「身体障がい」～「発達障がい」のN数の合計値は、「全体」のN数より多くなります。

(13) 介助者の年齢

障がいのある市民を対象とした調査（18歳以上）

介助者の年齢は、難病、身体障がい、精神障がいでは特に高齢化が顕著になっており、今後も高齢化が進むと考えられることから、様々な支援のニーズに合った対応が求められています。

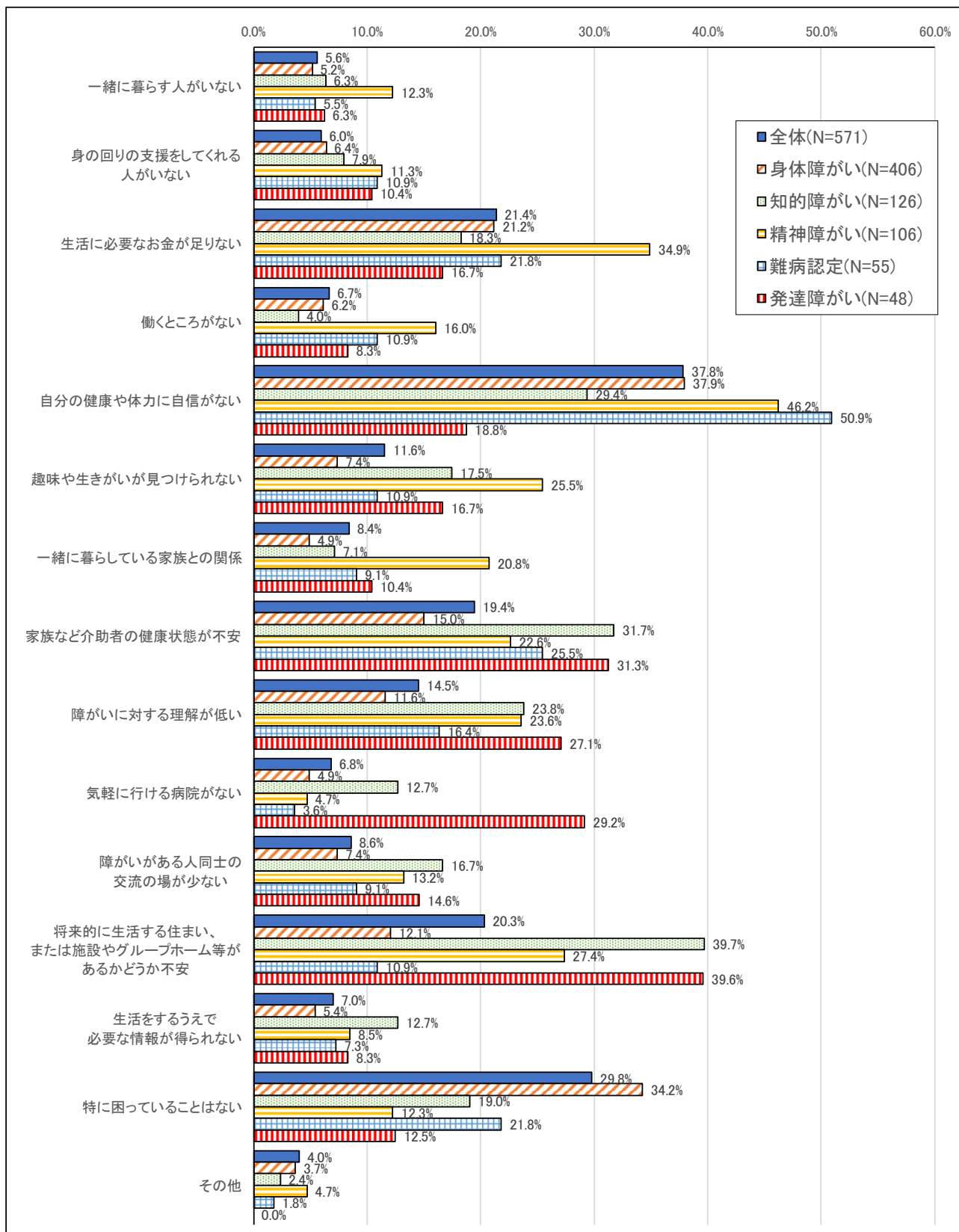


注：障がいの重複があるため「身体障がい」～「発達障がい」のN数の合計値は、「全体」のN数より多くなります。

(14) 困っていることや不安に思っていること

障がいのある市民を対象とした調査（18歳以上）

難病、精神障がい、身体障がいでは、健康や体力に自信がない人が多くなっています。
知的障がい、発達障がいでは、将来的に生活する住まいへの不安が多くなっています。

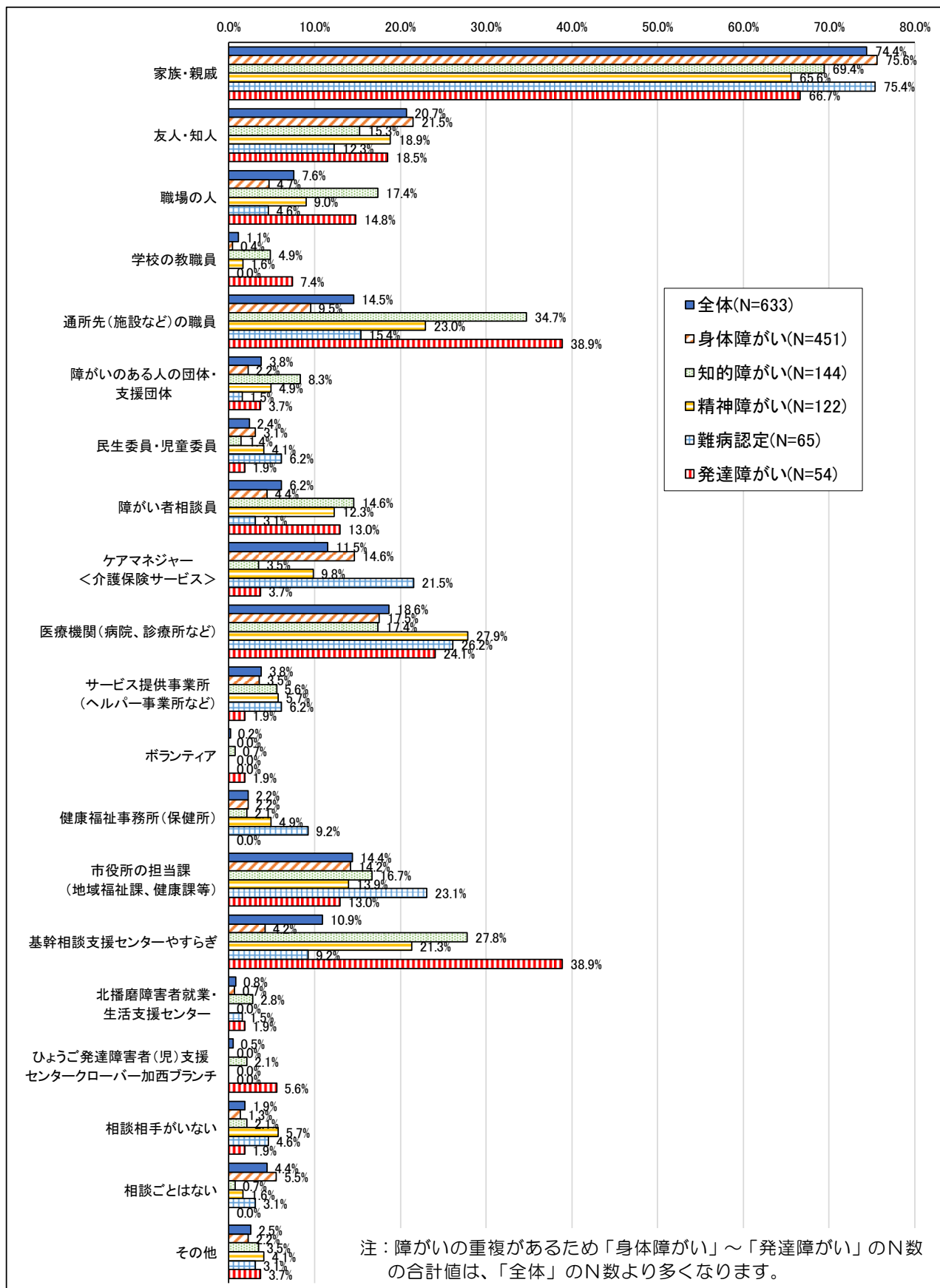


注：障がいの重複があるため「身体障がい」～「発達障がい」のN数の合計値は、「全体」のN数より多くなります。

(15) 主に相談する人(機関)

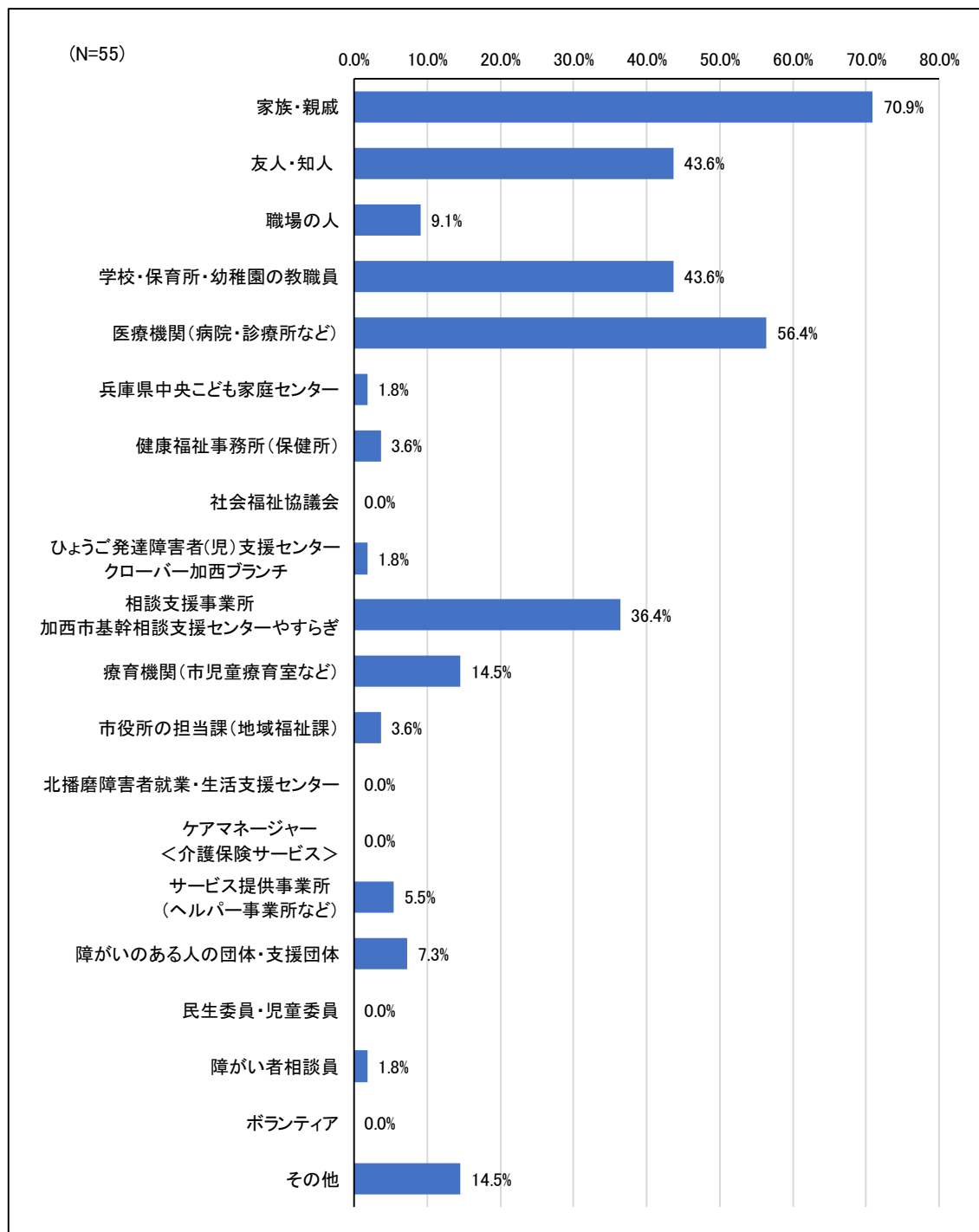
障がいのある市民を対象とした調査(18歳以上)

主に相談する人では、ほとんどが「家族・親戚」となっていますが、知的障がい、発達障がいでは、「通所先(施設など)の職員」の割合も高くなっています。



障がいのある市民を対象とした調査（18歳未満）

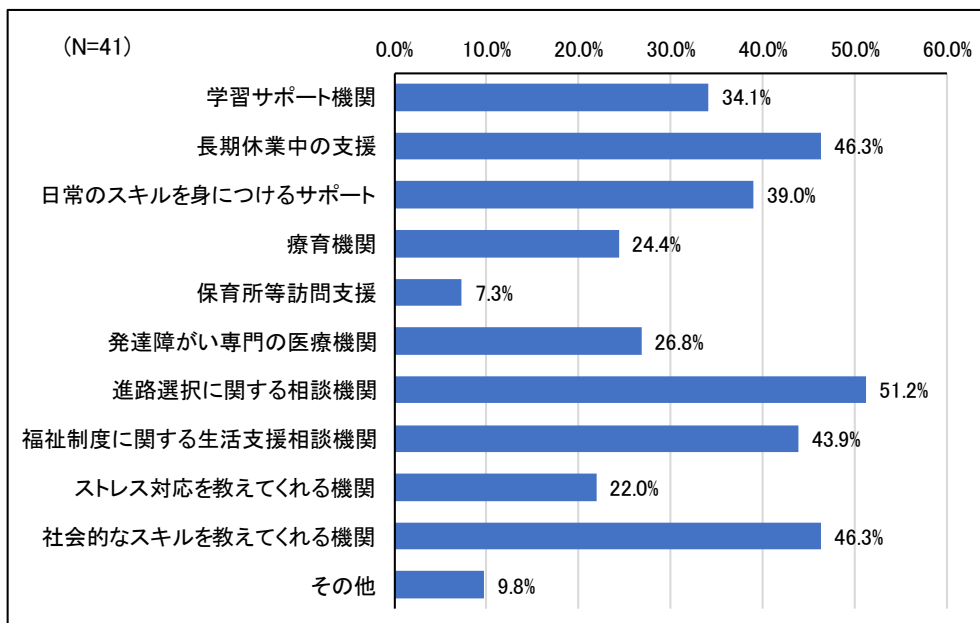
障がい児が主に相談する人では、「家族・親戚」に次いで、「医療機関（病院・診療所など）」「学校・保育所・幼稚園の教職員」の割合も高くなっています。



（１６）必要な療育の支援

障がいのある市民を対象とした調査（１８歳未満）

必要な療育の支援については、「進路選択に関する相談機関」「長期休業中の支援」「社会的なスキルを教えてくれる機関」などがあげられ、障がい児が社会に出ていくための療育など多様な役割が求められています。



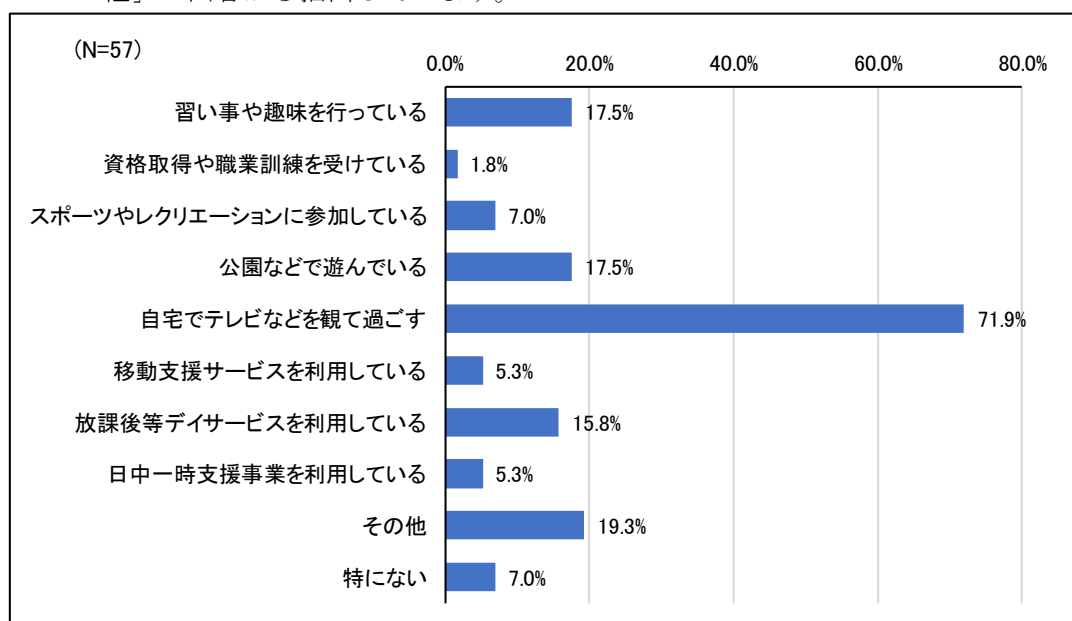
（１７）休暇、放課後等の主な過ごし方

障がいのある市民を対象とした調査（１８歳未満）

休暇、放課後の過ごし方については、ほとんどが「自宅で過ごす」となっています。

福祉サービスを利用では、「放課後等デイサービス」が 15.8%でもっとも多くなっています。

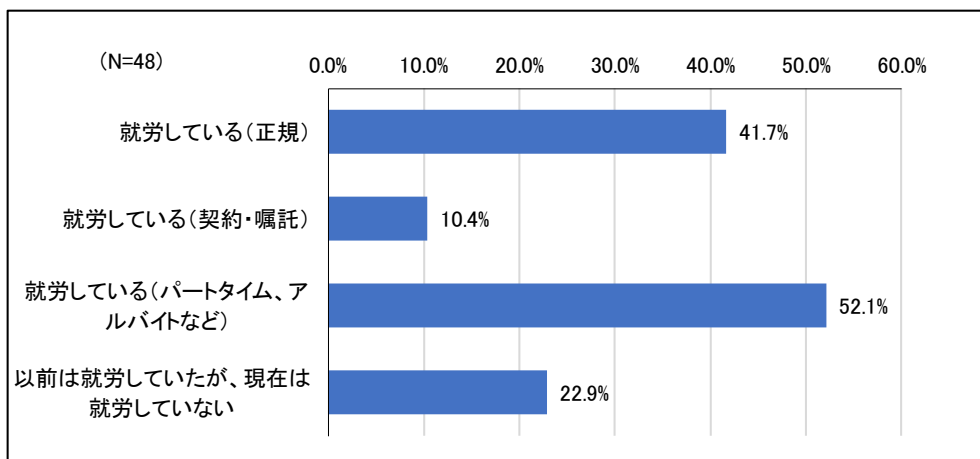
※ 福祉サービスの「放課後等デイサービス」「日中一時支援事業」は選択肢にないため、「その他」の回答から抽出しています。



（１８）母親の就労状況

障がいのある市民を対象とした調査（１８歳未満）

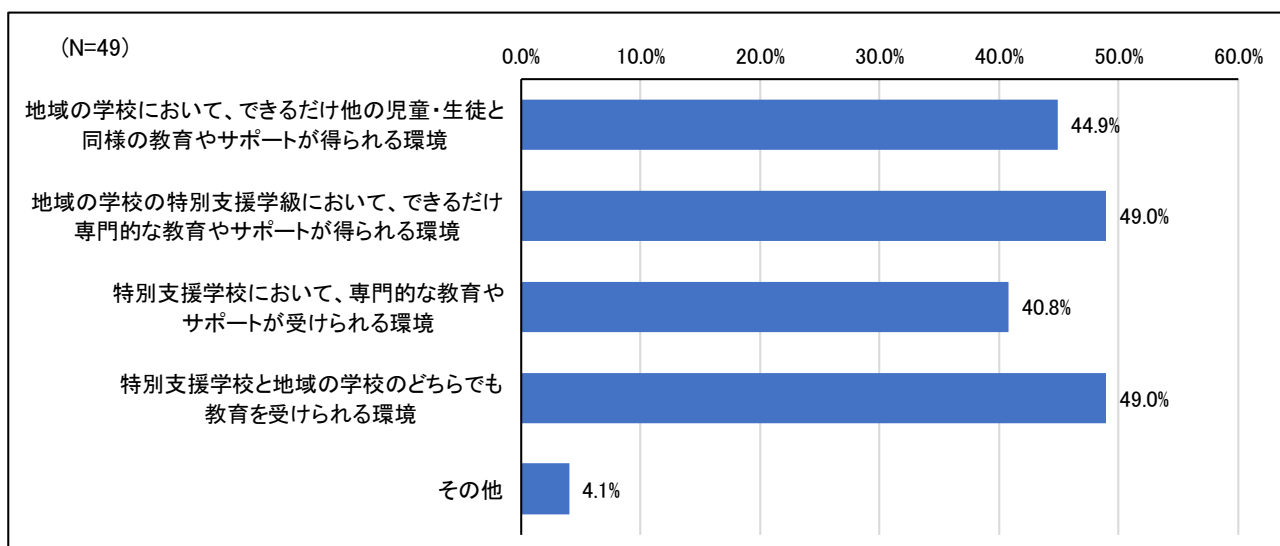
障がい児を主にみているのは、ほとんどが母親で、その就労状況をみると、多くの人が仕事しており、就労形態はパートタイム・アルバイトの割合が高くなっています。母親の就労時間を考慮した福祉サービスの提供や子育てのための支援が必要と考えられます。



（１９）望ましい就学環境

障がいのある市民を対象とした調査（１８歳未満）

「専門的な教育やサポートが得られる環境」「特別支援学校と地域の学校のどちらでも教育を受けられる環境」など、障がいの種別や一人ひとりの個性やニーズに応じた教育の推進が求められます。



4. 団体ヒアリング調査結果

団体ヒアリングでは、生活環境、雇用・就労、保健・医療、療育・教育、福祉サービス、差別解消・権利擁護、災害時の対応の分野ごとに意見をいただいた。また、計画策定についてご意見をいただいた。

(1) 生活環境の整備改善

計画における課題	意見
生活環境の整備改善	● バリアフリー化は進んでいると思うが、移動交通機関が少ない

(2) 雇用・就労の充実

計画における課題	意見
雇用・就労の充実	● 雇用は拡大しているが、働けなくなった時の支援が不足している。 ● 障がい者の高齢化、同居者の高齢化の場合に、障がい者を受け入れる機関が少ない。 ● 障がい者の就労の場所が少ないように思うので増やしてほしい。 ● H30・4・1 から精神障がい者も法定雇用率に含まれることになるので確実に実施してほしい。

(3) 保健・医療の充実

計画における課題	意見
保健・医療の充実	● 障がいのある人の医療機関が少なく、他の市まで行かなくてはいけない。 ● 救急時の受診が難しい。 ● 精神障がいの場合、自立支援医療の個人負担を免除してほしい。 ● 収入がないため医者へ行くのを止めたり、間隔を長くしたりすることで、病気の長期化、重度化になることが多い。 ● 市議会だより5月号に「障がい者手帳3級の方は一般就労が可能な状況である」とあるが、すぐ辞めさせられ、引きこもりになるのが実態である。 ● 一般の医療機関では、医者に本人が自分の状態を的確に説明できないので、状態を理解してもらうのが困難である。特に歯科は診察も困難である。

(4) 療育・教育の充実

計画における課題	意見
療育・教育の充実	● 療育の場が少なく、担当の職員人数も不足しており、受けたい時に受けられない。 ● 余暇活動は他市に比べ市主催の事業が少ないです。 ● 成人してからの余暇も行ってほしい。

(5) 生活支援の充実（障がい者・障がい児の福祉サービスについて）

- ① 日中活動系及び短期入所サービス、居住系サービス、障害児支援、入所支援等
- ② 計画相談（ケアマネジメント）、訪問系サービス・日中活動系サービスの確保、施設入所・入院から地域生活への移行、サービスの質の向上、地域生活支援事業、障害児通所支援

意見
● 利用時間が短い。 ● 選択肢が少ない。 ● 通園施設の人材が不足している。

(6) 障がいのある人の尊厳を保持する地域づくりの促進

- ① 障がいに関する理解の促進、権利を守るための取組、虐待防止

意見
● 地域の中で生活するには、地域の付き合いがあるが、それをうまくできない人が多いので普通に生活することが難しい。 ● 弱い者いじめになりやすいので平等に扱えるよう平常心で向き合って欲しい。 ● 権利擁護セミナーなどを開催して勉強している。

- ② 障害者差別解消法施行後の障がい者に対する周辺環境などの変化

意見
● 環境が変わったと感じない。 ● 特に変化はなく、グループホーム等を作る場合、地域の人嫌がったり反対されないか心配です。

(7) 災害時の障がい者への対応

意見
● 精神障がいの場合、多くの人がいる場所は苦手なので、災害・緊急時の避難の場所の確保を特別に配慮してほしい。 ● 市の食料などの備蓄の対応を知りたい。 ● 日頃から視覚障がいのある人の情報を知り、連絡を取り合い、交流を持ち助け合いの精神で暮らせば良いと思っている。 ● 災害時の居場所の確保、薬の確保が必要。

(8) 計画策定について

意見
● 社会福祉協議会の役員（理事・評議員）に、障がい者の代表が少なくなり、障がい者の要望がスムーズに反映されるのか心配である。 ● 市長と語る会には精神障がい者を抱える施設・事業所に広く呼びかけ、多くの意見を聞いてほしい。

5. 事業所アンケート調査結果

事業所アンケート調査では、福祉サービスの提供実績と今後の見込み、これまで（平成 26 年～平成 29 年）のサービス等の質確保の方策、サービスの提供の新規参入や定員増等、加西市における障がい者・児の地域生活、障がい福祉計画の策定や障がい福祉サービスの提供等について、ご意見をいただいた。

(1) これまで（平成 26 年～平成 29 年）のサービス等の質確保について

意見
● 工賃の向上のため、作業内容を見直し、安定した作業提供を行い、大幅に工賃を引き上げることができた。 ● 安定した通所ができるよう、体調管理に重きを置き、健康チェックや心配事、相談にも心を注いでいる。 ● 職員の研修への参加による質の向上に努めている。所内に専門書等を置き、職員が普段から学べるようにしている。 ● 自治会活動への積極参加、地域行事への参加、地域生活と就労の両立に向けた支援等を実施した。 ● 個別ニーズへの対応、日中活動の充実、生活の質の向上、重度・緊急ニーズへの対応、虐待防止など。

(2) サービスの提供について、今後の新規参入や定員増、その時期等

意見
● 平成 31 年度を目途に就労継続支援 B 型の定員増、自立訓練（生活訓練）事業の新規開設（定員を 12 名、初年度 6 名）で検討している。 ● カフェが軌道に乗れば、就労継続支援 A 型も考えに入れ、多方面からの意見を聴いてから決定したい。 ● 利用者が増えてくれば定員を増やし、3 年後に 15 名にする予定。 ● 児童分野への参入を調査中。

(3) これまで（平成 26 年～平成 29 年間）のサービス実施についての意見

① 利用者に関することについて

意見
● 配偶者が利用する場合、相手の所得によって負担額が決まるが、人によってその負担が大きすぎる場合がある。 ● 発達障がい児の利用が急増している。 ● 良かった点では、利用者が自立しヘルパーサービスを卒業されること、利用者にできることが増えたこと。課題としては、利用者自身ができることまでヘルパーに頼み依存度が強くなってしまっていること、利用者ができる能力について関係機関で違いがあること。 ● 送迎を希望されている利用者が多く、移動手段がないケースが多いように思う。 ● 利用者が高齢化しており、ニーズに沿った活動提供が難しくなっている。 ● 自閉症傾向の方のサービス利用が増加しており、限られた人員、限られたスペース、他の利用者との関係等に配慮しながら、十分なサービスを提供するには厳しい状況となっている。

② 人員・設備に関することについて

意見
● 設備など、よりよい支援を提供していくために、改善する上で市の補助など充実してほしい。 ● 安定した支援を続けるには、人が一番大切になるが、長く働ける人材が育ちにくい。働き方が多様化した今、働く人が定着するための課題は大きい。 ● 新制度に伴う人員配置や資格保有者の確保が難しい。 ● 障がい児リハの外来患者が増加しており、人員と設備に苦慮している。 ● 人員不足、常勤スタッフの確保が難しい。 ● 新規事業所開設に伴い、人員が不足しているが補充がきかない。高齢化に伴い設備の改装が必要。特性に合った支援が行えるよう、設備（建物含む）を整える必要がある。 ● 人材の確保が非常に厳しい状況となり、生活支援員の人員配置基準を満たすのが精一杯である。この状態では、職員の退職後の補充採用も難しくなり、利用者の入所制限に結びつくこととなる。また、その中でも特に看護師の確保はより困難となっている。

③ 職員の質の向上（研修の実施等）に関することについて

意見
● 研修は全職員に案内をしている。 ● 日々の業務に追われ、向上のための研修の時間がとれない。 ● 最近は地域福祉が推進されてきたことで、障がいに対する理解は進んでいると思われるが、専門的な知識や情報は行き届いているとは思えないので、福祉業界に就職を斡旋する団体向けに（シルバー含む）基礎的な研修を組むのはどうか。 ● 外部研修（同行、行動、精神等）に参加、内部で全体研修を実施する。

④ 報酬額等に関することについて

意見
● 報酬額については、今は何とかまかなえているが、今後は分からない。 ● 発達障がいの療育全般に関して、診療報酬の規定がなく自由診療となっており、各病院、施設等で診療費用がバラバラである。当施設はサービスで無料としているが、報酬の規定が必要と考えている。 ● 内職工賃、施設外賃金ともに低いのが現状。

(4) 加西市における障がい者・児の地域生活についての意見

① 情報共有、他事業所との連携について

意見
● 機会があまりなく連携、情報共有は弱いと感じる。 ● 他事業所との交流は大事かと思うが、情報の共有までは、まだ時間が必要である。 ● サービス担当者会議やモニタリング以外でも、しっかり色々な関係者が集まって話せる機会がほしい。 ● 毎年 3 月に開催される福祉フェスタは、各福祉団体が日頃の成果を発揮する場として、また、情報交換の場としてとても役立っているものと思われる。しかし、イベントが終わると、その場限りとなってしまう傾向があり、もっと地域へ働きかけるようなネットワーク作りを模索する必要があるように思う。 ● 障害者支援の事業所間連携を図っても、利用者支援の競合が起きると連携は難しいと感じている。 ● 他事業所との交流を図り、視野を広めていきたい。 ● 短期入所は他事業所と協力しあいながら、利用者ニーズに沿ったサービス提供ができています。 ● 生活介護利用者においては、複数の事業所を利用されている方も多く、その点では本人を介しての連携、つながりが作りやすくなってきた。また、相談支援センター等の相談機関も必要に応じ連携の輪に加わっていただけるため、円滑な支援につながっている。

② 今後の地域で必要なサービスの確保について

意見
● 地域生活を支えているためのサービス（グループホーム、家事援助、移動支援など）の充実が必要だと思う。 ● 訪問系サービスの充実が望まれる。他に大きな事業を始めると、人がいないことを理由にして、居宅や移動支援サービスを縮小している。 ● 通所、在宅支援の事業で地域支援を行いたい、医師等の確保が難しい。 ● 誰もが利用できるグループホームがほしい。障がい者の目的に合った幅広いサービスが受けられる施設が増えてほしい。 ● 当事者が自立して安定して生活できるように、地域内住民の見守り協力体制及び、緊急時等 24 時間対応できるシステム作りが必要。 ● 各種の事業所と利用者をつなぐ送迎サービスがあれば、ニーズの受容と供給がつながるようなことを感じている。 ● 高齢化（保護者、本人とも）に伴い、生活の場が求められていくのではないと思う。 ● 障がい者を未だ受け入れられない企業が大半を占めるので、企業紹介をやってほしい。 ● 緊急を要する場合に、確実に利用できる宿泊サービス（ショートステイなど）の確保。

③ 日中事業所から一般就労への移行について

意見
● 一般就労への準備段階が必要である。 ● 一般就労を目指している方が少なく、就労継続 B 型で毎日通所できるように頑張りたいと思われる方が多い。 ● 一般就労はしたいが、自信がないことや自分に合う企業もなく、難しいのが現状だと思う。 ● 平成 30 年 4 月から、精神障がい者も雇用率の算定の基礎になるが、行政として気を配ってほしい。 ● 国や県、市などからの一般企業への呼びかけが必要。 ● 本人が自分の今後をどのように考えているかにより、支援、訓練の在り方が違ってくものとする。本人とは別に保護者、家族の思いも絡んでくるとは思うが、本人が一般就労を希望するのであれば、その思いを第一に考え、寄り添い希望が叶うよう支援を行いたいと考える。併せて、職場実習先、就職先など、本人の状況に応じて開拓を行い、安定して勤務できる職場を見定め、社会の一員として生活が送れるよう支援を行いたいと考える。

④ 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

意見
● 年齢といった画一的なもので移行を考えても難しいように思う。対象者のニーズを満たすサービスがどちらにあるのかで移行の必要性を検討すべきではないか。 ● 障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行と言われても理解が難しい。 ● 利用料が 1 割負担になり、利用者の負担が増えるのではないか。 ● 介護保険対象者となる際に、移行に向けたプラン（条件も含めて）を、フローチャートで明示（通知）する等、しっかりと情報公開してほしい。 ● 障がい福祉の生活介護事業と高齢介護のデイサービスやデイケア事業の連携があれば、移行がしやすいと感じる。 ● 障害福祉サービスから介護保険サービスの移行が難しい状況であることは承知しているが、認知症等については、介護保険サービスの下で生活していくことが最善ではないかと考える。 ● 介護保険サービスへの移行が困難な場合、そのまま障害福祉サービスを継続せざるを得ないケースが多いと思うが、本人らしい生活を送っていただくために、個別支援にあたる指導員等が、認知症対応、支援等のスキルを身につけなければならないとなると、非常に負担感が大きいと思われる。

⑤ 障がい児の支援について

意見
● 支援学校の生徒さんの地域交流会での交流を、学校にいる間にもっと深めてほしい。 ● 早い時期からもっと専門的に支援できる場所が必要ではないか。 ● 学校及び支援学校卒業後、引きこもりにならないよう、学校、行政、事業所、保護者との連携が必要。 ● 障がい児への支援も必要だが、保護者への支援（相談機関等）も必要ではないか。

(5) 障害福祉計画の策定や障害福祉サービスの提供等について

意見
● 工賃の向上のため、作業内容を見直し、安定した作業提供を行い、大幅に工賃を引き上げることができた。 ● これまで市役所が担っていた大きな業務が外部委託されるようになってきているが、透明性や公平性が保たれるのかの疑念がある。地域の障害者福祉サービス全体が歪んだものにならないよう配慮が必要。 ● 利用者、保護者の高齢化が進む中、地域社会に共生できるしくみとか、働く場も含めた生活基盤の充実に向けた施策を検討願いたい。 ● 質、量等、利用者が求めるサービス（希望に）の利用開始時を少しでも早くできるよう、手続きを簡潔にしてほしい。 ● 障がい者の高齢化が進む中で、施設内外のバリアフリー化が必要であり、障がい福祉計画で大規模な改修か建て替えを含んだ計画策定をお願いしたい。

6. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定スケジュール

期 日	内 容
平成 29 年 8 月 31 日	第 1 回策定委員会開催 (計画の概要説明、アンケート調査案の検討等)
平成 29 年 10 月 6 日～ 平成 29 年 10 月 23 日	計画策定に向けてのアンケート調査の実施 (障がいのある市民対象、市民対象)
平成 29 年 10 月 16 日～ 平成 29 年 10 月 26 日	計画策定に向けてのアンケート調査の実施 (事業所対象)
平成 29 年 10 月 24 日～ 平成 29 年 11 月 1 日	団体ヒアリングの実施 (加西市身体障害者福祉協会、加西市手をつなぐ育成会、はとの会家族会、庵ノ上家族会、加西特別支援学校 P T A)
平成 29 年 11 月 29 日	第 2 回策定委員会開催 (計画素案の検討)
平成 29 年 12 月 20 日～ 平成 30 年 1 月 15 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 1 月 23 日	議会説明
平成 30 年 2 月 1 日	第 3 回策定委員会開催 (第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の承認)
平成 30 年 3 月	市議会に上程

7. 第5期加西市障害福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する第5期加西市障害福祉計画（以下「計画」という）の策定に関し必要な事項を検討するため、第5期加西市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定に関する施策の意見集約及び調査研究・企画立案に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体・事業所に関係する者
- (2) 保健医療に携わる者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 障害福祉に関心を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了するものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議における審議の参考に供するために必要と認める場合は、利害関係を

有する者等を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

（最初の会議の招集）

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

（失効）

3 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

8. 第5期加西市障害福祉計画策定委員会 委員名簿

氏 名	所 属
増田 優	加西市身体障害者福祉協会
野田 英紀	加西市手をつなぐ育成会
大竹 義章	加西市精神障害者家族会「はとの会」
◎蓬萊 和裕	加西市施設連絡会
大藤 由美	加西市社会福祉協議会
大黒 之弘	加西市基幹相談支援センター
○京谷 泰明	加西市医師会
下村 義明	加西市民生委員児童委員協議会
西田 俊哉	加東健康福祉事務所
達可 佳代	市立加西特別支援学校
多田 俊成	市民代表
南古 幸孝	市民代表

◎ 会長 ○ 副会長

9. 加西市内・市外周辺の障がい者(児)福祉施設 一覧表

◆【障がい者】施設一覧（その1）

施設名	概 要	連絡先等
加西市健康福祉会館 ラヴィかさい	市民のふれあいと交流の場として、広く市民の健康と福祉の向上を寄与するために下記の設備があります。 ボランティアセンター 総合介護センター 児童療育室 など	北条町古坂 1072-14 TEL：42-6700
社会福祉法人加西市社会福祉協議会 ラヴィかさいホームヘルパーステーション	【居宅介護】ホームヘルパー（訪問介護員）が自宅に訪問して入浴や排せつ、食事などの介助を行います。 【重度訪問介護】重度の肢体不自由、知的、精神障がい者に居宅介護・外出支援等を総合的にを行います。 【同行援護】視覚障がいの方の外出支援。 【移動支援】全身性、知的、精神障がいの方の外出支援。	北条町古坂 1072-14 TEL：42-6703 FAX：42-6657
社会福祉法人加西市社会福祉協議会 ラヴィかさい訪問入浴ステーション	【訪問入浴サービス】移動入浴車で居宅に訪問し、ベッドの側に浴槽を持ち運び、看護師・介護職でチームを組んで入浴を提供します。	北条町古坂 1072-14 TEL：42-6656 FAX：42-6657
社会福祉法人加西市社会福祉協議会 ラヴィかさい訪問看護ステーション	家庭において、重度障がい・難病等で、医師が訪問看護が必要と認めた方の居宅に訪問します。看護内容として、健康状態の観察、医師の指示による医療処置の実施などを行います。	北条町古坂 1072-14 TEL：42-6723 FAX：42-6657
株式会社ロングファーマシー ヘルパーステーション 訪問介護ニカサ多可店	【居宅介護】ホームヘルパー（訪問介護員）が自宅に訪問して入浴や排せつ、食事などの介助を行います。 【重度訪問介護】重度の肢体不自由、知的、精神障がい者に居宅介護・外出支援等を総合的にを行います。 【同行援護】視覚障がいの方の外出支援。 【移動支援】全身性、知的、精神障がいの方の外出支援。	多可郡多可町中区天田 44-7 TEL：0795-38-8987 FAX：0795-38-8988
合同会社楽楽 楽楽ホームヘルプサービス	【居宅介護】ホームヘルパー（訪問介護員）が自宅に訪問して入浴や排せつ、食事などの介助を行います。 【重度訪問介護】重度の肢体不自由、知的、精神障がい者に居宅介護・外出支援等を総合的にを行います。 【同行援護】視覚障がいの方の外出支援。 【移動支援】全身性、知的、精神障がいの方の外出支援。	小野市敷地町 1602-3 TEL：0794-64-6656 FAX：0794-64-6656

◆【障がい者】施設一覧（その2）

施設名	概 要	連絡先等
加西市立善防園	原則として 18 歳以上の知的障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 生活介護 定員 45 名 就労継続支援 B 型 定員 10 名	西笠原町 172-20 TEL : 48-3999 FAX : 48-4037
社会福祉法人 ゆたか会 希望の郷	原則として 18 歳以上の知的障がい者を対象に下記の事業を行っている障害者支援施設。 入 所 定員 50 名 生活介護 定員 60 名 短期入所 定員 8 名 日中一時支援 定員 4 名 相談事業 作業活動 など	野条町 86-93 TEL : 48-2521 FAX : 48-4222
社会福祉法人 円融会 ナーシングピア加西	原則として 18 歳以上の身体障がい者を対象に生活介護、施設入所支援、短期入所等のサービスを提供している障害者支援施設。 入 所 定員 80 名 ALS 定員 2 名 生活介護 定員 80 名 短期入所 定員 8 名	国正町 1402-1 TEL : 45-0688 FAX : 45-0768
社会福祉法人 ゆたか会 なごみ	原則として 18 歳以上の知的障がい者（女性）を対象に、共同生活の場所以で入浴や食事の介護などが受けられます。 共同生活援助 定員 4 名	北条町西高室 592-47 TEL : 48-2521 FAX : 48-4222
株式会社みずほ みずほの家	身体・知的障がい児者、精神障がい者及び難病対象者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。（※市外事業所であるが送迎可） 短期入所 定員 6 名	篠山市北新町 48-20 TEL : 079-554-3488 FAX : 079-554-3489
合同会社アイリス 七色	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 就労継続支援 A 型 定員 20 名	北条町横尾 1009 TEL : 43-2277 FAX : 43-2288
NPO 法人あい・きゅーびっく ワークらんど加西	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 就労継続支援 B 型 定員 30 名 就労移行支援 定員 6 名 生活介護 定員 10 名	北条町横尾 1237 TEL : 43-1600 FAX : 43-3100
NPO さくらの家 エル・ファーク	原則として 18 歳以上の精神障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 就労継続支援 B 型 定員 20 名	北条町北条 913 TEL : 43-3334 FAX : 35-8338
一般社団法人こはる日和 こはる日和	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 就労継続支援 B 型 定員 20 名	笹倉町 346-1 TEL : 44-1438 FAX : 44-1439

◆【障がい者】施設一覧（その３）

施設名	概 要	連絡先等
社会福祉法人 ゆたか会 THREE-P（スリープ）	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 就労継続支援 B 型 定員 10 名	北条町横尾 171-1 TEL：43-7123 FAX：43-7131
NPO 法人あい・きゅーびっく ライフらんど加西	障がい児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的に見守り等の支援を行う。 日中一時支援事業所 定員 10 名	北条町横尾 150-1 TEL：43-1600 FAX：43-3100
NPO さくらの家 クランベリー	原則として 18 歳以上の障がい者を対象に下記の事業を行っている障害福祉サービス事業所。 生活介護 定員 10 名	下芥田町 149-1 TEL：44-2524
NPO sky トゥルーカース加西 カース	サービスの主たる対象者：知的障がいを持つ方。 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を図る。 地域活動支援センター 定員 10 名	北条町古坂 1 丁目 24-16 TEL：33-9885 FAX：33-9885
NPO 庵ノ上 庵ノ上	サービスの主たる対象者：精神・知的障がいを持つ方。 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を図る。 地域活動支援センター 定員 10 名	朝妻町 1216-8 TEL：47-2055 FAX：47-2055
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 小野起生園	身体障がい者に、必要な訓練を通して、職業・生活習慣の確立、地域での生活を目指した自活への取組、個々の特性にあった個別支援計画によるサービス提供を行っている障害者支援施設。 生活介護 定員 40 名 施設入所支援 定員 40 名	小野市新部町 1 丁通 1320 TEL：0794-66-6121 FAX：0794-66-6158
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 小野福祉工場	障がい者の方に「仕事」と「職場」を提供し、社会的、経済的に自立した生活を営むことを目的とする障害福祉サービス事業所。 就労継続支援 A 型 定員 40 名 就労継続支援 B 型 定員 20 名	小野市新部町 1 丁通 1320 TEL：0794-66-6561 FAX：0794-66-6562

◆【障がい者】施設一覧（その４）

施設名	概 要	連絡先等
社会福祉法人 養徳会 医療福祉センターきすな	重度心身障がい児（者）、遷延性意識障がい者の方を対象に、入所、短期入所、外来診療等を提供しています。 入所サービス 定員 80 名 短期入所 定員 8 名	若井町 83-31 TEL：44-2881 FAX：44-2929
社会福祉法人 ゆたか会 なゆた	発達が気になる児童の方を対象に、成長に合わせた目標を立て、スタッフとの学習や遊びを通してすこやかな成長を支援する児童発達支援事業所。 児童発達支援 定員 10 名	北条町古坂 1072-14 (加西市健康福祉会館 第2棟 1階) TEL：43-3895
北播磨こども発達支援センター事務組合 わかあゆ園	種々な原因により身体に障がいのある 0 歳から 18 歳までの乳幼児及び児童が保護者と共に通園し、機能訓練と生活指導を受け、個々の持っている能力が最大限に活用できるように最適な療育を行っている障がい児福祉サービス事業所。 また、保育所等訪問支援では、保育所等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 医療型児童発達支援 定員 40 名 保育所等訪問支援 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所	加東市下滝野 1283-1 TEL：0795-48-3074
株式会社CBO すてっぴ	障がいをもつ児童を対象に、放課後や春夏冬休みの快適で楽しく学べる活動の場を提供します。 放課後等デイサービス 定員 10 名	北条町古坂 1299 TEL：35-9415
株式会社CBO かけはし	障がいをもつ児童を対象に、放課後や春夏冬休みの快適で楽しく学べる活動の場を提供します。 放課後等デイサービス 定員 10 名	加西市下宮木町 460 TEL：0794-49-2336

◆特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所（計画相談支援の依頼先）

施設名	連絡先等	対象（原則）
はんど	北条町東高室 959-1 TEL：43-3851	・身体 ・知的 ・精神 ・児童福祉法
ラヴィかさい 相談支援センター	北条町古坂 1072-14 TEL：42-6710	・身体 ・知的 ・精神 ・児童福祉法
ナーシングピア加西	国正町 1402-1 TEL：45-0688	・身体
医療福祉センターきずな相談支援事業所	若井町字猪野 83-31 TEL：44-2881	・身体 ・知的
ワークらんど加西相談支援事業所	北条町横尾字大坪 1237 TEL：43-1600	・身体 ・知的 ・精神

用語解説

■か行

機能訓練

損なわれた身体機能の維持・回復を図るための訓練。麻痺などにより失われた機能の維持・回復を図る運動療法、機能的作業療法と、機能障がいが永続的になった場合、残された機能の開発を図る日常生活動作訓練などという。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

■さ行

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人。

障害者自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

自立支援医療

障がいのある人などについて、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

身体障がい

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故など）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がいなどがある。

精神障がい

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能が障害され、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障がい、てんかん、精神薬物による中毒・依存などがある。

■た行

地域生活への移行

入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市及び県が主体となって取り組む様々な事業の総称。

知的障がい

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断など）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

特別支援学校

従来 of 盲・聾・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がい種別は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体

不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

■な行

難病

昭和 47 年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、とされている。

ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。」

■は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域の住民など

の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練などを受けながら作業を行うこと。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力などを他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

■ま行

民生委員児童委員

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は 3 年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

■ら行

ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

リハビリテーション

運動障がいの機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけではなく、障がいのある人の「全人間的復権」を目的とし、人生そのものを含む生活の質（QOL）の向上や、社会統合を実現するためのあらゆる手段のこと。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練などによる障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

第5期加西市障害福祉計画・第1期加西市障害児福祉計画

発行年月：平成30年3月 発行：加西市 編集：加西市健康福祉部地域福祉課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

TEL：0790-42-8725 FAX：0790-43-1801
